

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

##### 1) 土壌の状況

事業実施想定区域及びその周囲の土壌の状況を図 3.1-17 に示す。

事業実施想定区域の西側は伊勢湾に面した埋立地、中央部は衣浦湾に面した埋立地となっている。内陸部は、灰色低地、赤黄色土、グライ土、未熟土、褐色森林土、泥炭土等が分布している。

##### 2) 土壌汚染の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、土壌汚染対策法に基づく要措置区域は刈谷市に 2 箇所、知立市に 1 箇所、形質変更時要届出区域は高浜市に 1 箇所、刈谷市に 2 箇所、知多市に 3 箇所、東海市に 2 箇所、知立市に 1 箇所、大府市に 1 箇所存在する。要措置区域を表 3.1-22、形質変更時要届出区域を表 3.1-23(1)～(2)、位置図を図 3.1-18 に示す。

表 3.1-22 土壌汚染対策法に基づく要措置区域

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積 (㎡)	基準に適合しない特定有害物質	所管事務所等
要-5	平成26年 8月12日	刈谷市幸町二丁目1番10 及び1番17の一部	339.94	六価クロム化合物(溶出) シアン化合物(溶出) ふっ素及びその化合物(溶出) ほう素及びその化合物(溶出)	西三河県民 事務所
要-12	令和4年 10月4日	刈谷市豊田町二丁目1番 の一部	4,883.73	クロロエチレン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) トリクロロエチレン(溶出) 六価クロム化合物(溶出) ほう素及びその化合物(溶出)	西三河県民 事務所
要-15	令和5年 7月25日	知立市八橋町五輪6番、 6番2、6番3及び6番4の 各一部	357.1	1,2-ジクロロエタン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) トリクロロエチレン(溶出)	西三河県民 事務所

出典:「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧)

表 3.1-23(1) 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域一覧

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積 (㎡)	基準に適合しない特定有害物質	所管事務所等
指-2	平成19年 7月6日	高浜市田戸町3丁目2番1、2 番37、2番40、2番44、2番 49、2番50及び2番51の各一 部並びに2番41、2番45、2番 46、2番47及び2番48	2,410.9	鉛及びその化合物(溶出・含有) ふっ素及びその化合物(溶出) ほう素及びその化合物(溶出)	西三河県民 事務所
形-15	平成27年 3月6日	刈谷市幸町二丁目1番10及び 1番17の各一部	264.94	六価クロム化合物(含有) シアン化合物(含有)	西三河県民 事務所

表 3.1-23 (2) 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域一覧

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積 (㎡)	基準に適合しない特定有害物質	所管事務所等
形-埋管-1※	令和元年8月27日	知多市北浜町10番6並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部	119,041.3	クロロエチレン(溶出) 四塩化炭素(溶出) 1,2-ジクロロエタン(溶出) 1,1-ジクロロエチレン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) 1,3-ジクロロプロペン(溶出) ジクロロメタン(溶出) テトラクロロエチレン(溶出) 1,1,1-トリクロロエタン(溶出) 1,1,2-トリクロロエタン(溶出) トリクロロエチレン(溶出) ベンゼン(溶出) カドミウム及びその化合物(溶出・含有) 六価クロム化合物(溶出・含有) 水銀及びその化合物(溶出・含有) 鉛及びその化合物(溶出・含有)	知多県民事務所
形-埋管-2※	令和元年11月15日	東海市元浜町39番の一部	1,110	ふっ素及びその化合物(溶出)	知多県民事務所
形-埋管-5※	令和3年3月26日	知多市北浜町11番1及び11番8の各一部並びに11番5、11番6、11番7、11番9及び11番24	370,955.0	クロロエチレン(溶出) 四塩化炭素(溶出) 1,2-ジクロロエタン(溶出) 1,1-ジクロロエチレン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) 1,3-ジクロロプロペン(溶出) ジクロロメタン(溶出) テトラクロロエチレン(溶出) 1,1,1-トリクロロエタン(溶出) 1,1,2-トリクロロエタン(溶出) トリクロロエチレン(溶出) ベンゼン(溶出) カドミウム及びその化合物(溶出・含有) 六価クロム化合物(溶出・含有) 水銀及びその化合物(溶出・含有) 鉛及びその化合物(溶出・含有) ポリ塩化ビフェニル(溶出)	知多県民事務所
形-40	令和4年9月13日	東海市元浜町12番10及び12番12の各一部	100	ふっ素及びその化合物(溶出)	知多県民事務所
形-42	令和4年10月4日	刈谷市豊田町一丁目1番50及び1番56並びに二丁目1番の各一部	7,047.53	鉛及びその化合物(含有) ふっ素及びその化合物(溶出)	西三河県民事務所
形-52	令和5年7月25日	知立市八橋町五輪6番、6番2、6番3及び6番4の各一部	262.8	六価クロム化合物(溶出・含有)	西三河県民事務所
形-56	令和5年10月31日	大府市朝日町六丁目7番1の一部	325.27	鉛及びその化合物(含有) 砒素及びその化合物(溶出) ふっ素及びその化合物(溶出)	知多県民事務所
形-埋管-10※	令和5年11月28日	知多市北浜町26番1、26番7及び26番8の各一部	36,038.9	クロロエチレン(溶出) 四塩化炭素(溶出) 1,1-ジクロロエチレン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) ジクロロメタン(溶出) トリクロロエチレン(溶出) ベンゼン(溶出) カドミウム及びその化合物(溶出・含有) 六価クロム化合物(溶出・含有) シアン化合物(溶出・含有) 水銀及びその化合物(溶出・含有) セレン及びその化合物(溶出・含有) 鉛及びその化合物(溶出・含有) 砒素及びその化合物(溶出・含有) ふっ素及びその化合物(溶出・含有)	知多県民事務所

備考)

※.当該区域は、埋立地管理区域である。

出典:「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(愛知県HP、令和6年3月閲覧)

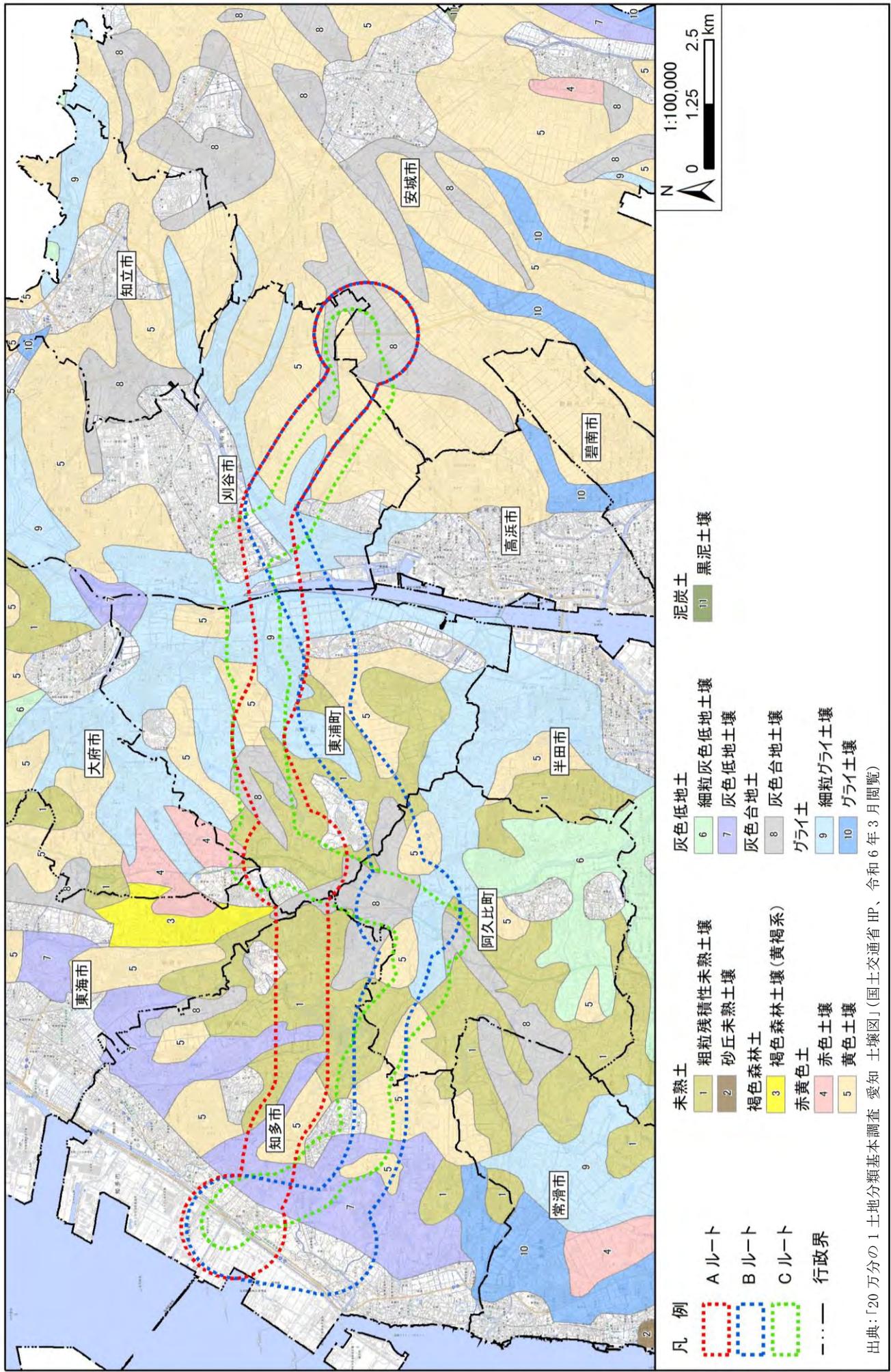


図 3.1-17 土壌図

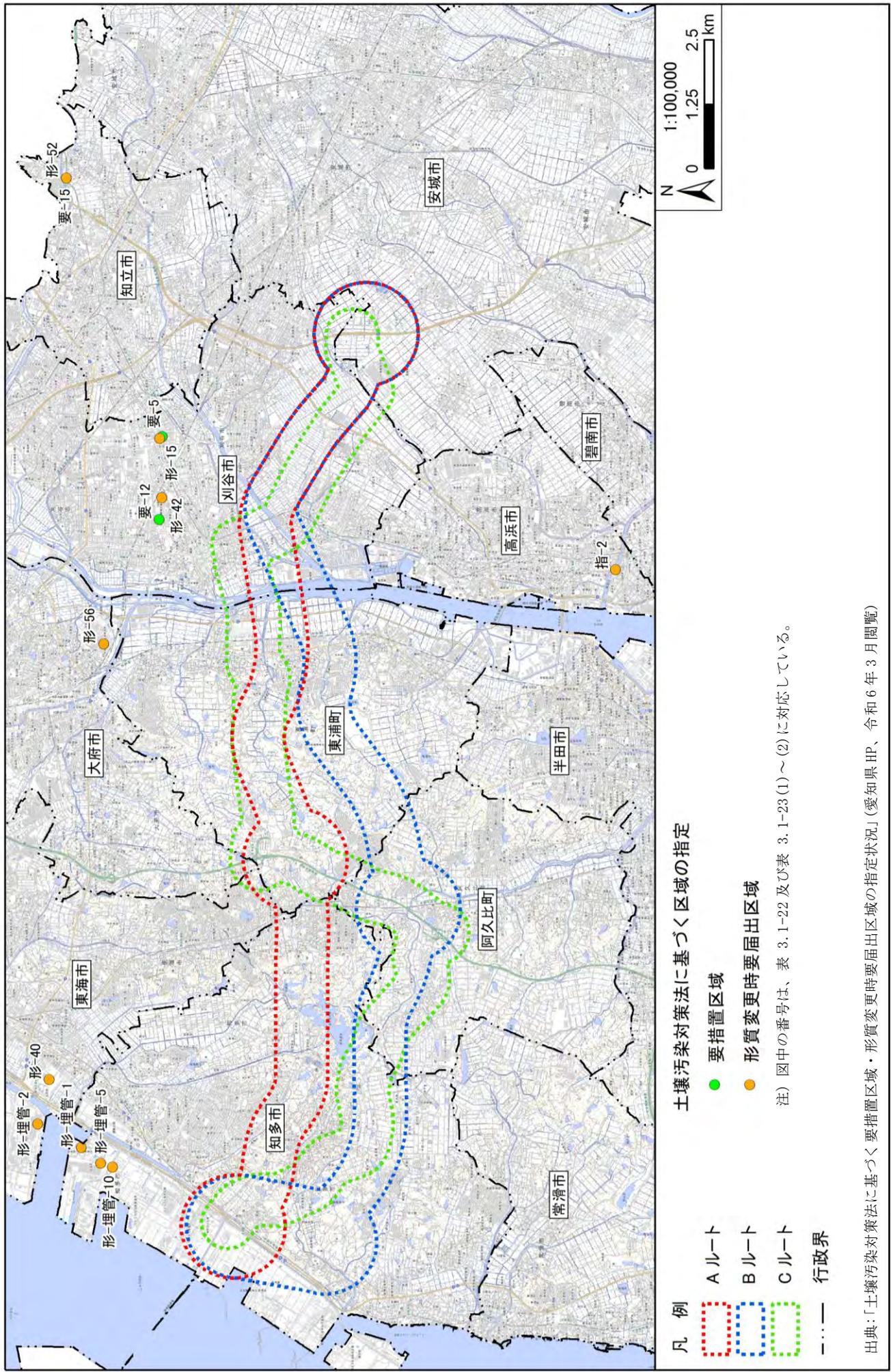


図 3.1-18 土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況

### 3) ダイオキシン類（土壌）の状況

愛知県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、環境中のダイオキシン類測定を実施している。

令和 4 年度に実施されたダイオキシン類土壌環境調査結果を表 3.1-24、調査地点を図 3.1-19 に示す。事業実施想定区域及びその周囲では、半田市の乙川公園で測定が行われており、環境基準を達成している。

表 3.1-24 ダイオキシン類土壌環境調査結果（令和 4 年度）

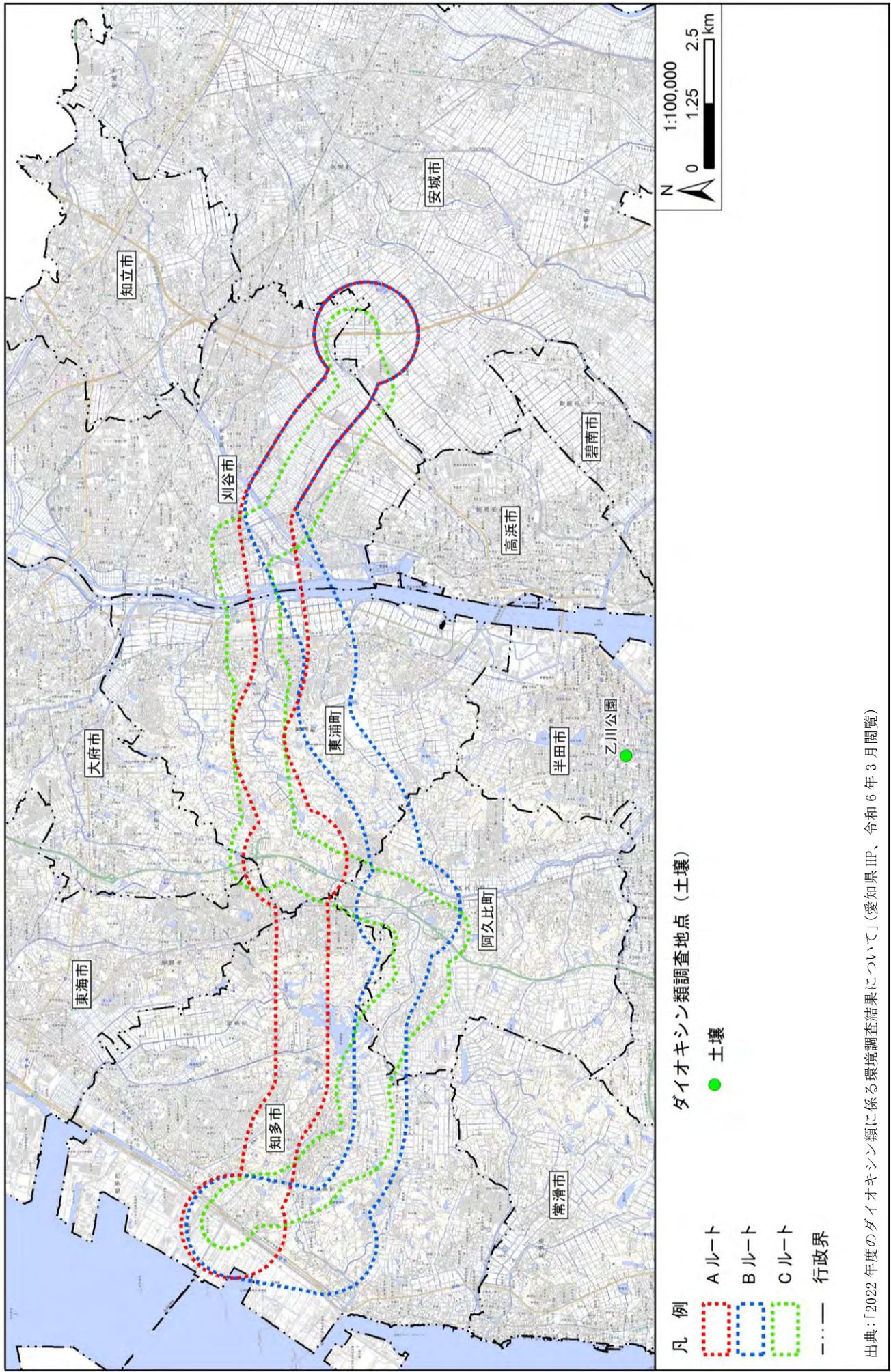
項目	地点名	所在地	調査結果 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	調査時期	環境基準 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
土壌	乙川公園	半田市乙川太田町	0.97	令和 4 年 8 月 23 日	1,000 以下

出典：「2022 年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

### (2) 地盤の状況

事業実施想定区域及びその周囲では、愛知県が地盤沈下の状況を把握するため水準測量を実施している。知多地域（半田市、常滑市、大府市、東浦町、美浜町、武豊町）における直近の調査は 2020 年に実施されており、前回調査（2016 年）からの地盤の変動状況を見ると、1 年当たり 1cm 以上沈下した水準点はなく、調査開始（1975 年）以来、地盤沈下の傾向は見てとれない結果となっている。

また、愛知県は、碧南地盤沈下観測所において地盤収縮量の常時観測を行っているが、1cm 以上の年間収縮量は観測されていない。



出典：「2022年度のダイオキシシン類に係る環境調査結果について」（愛知県HP、令和6年3月閲覧）

図 3.1-19 ダイオキシシン類（土壌）測定局位置図

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

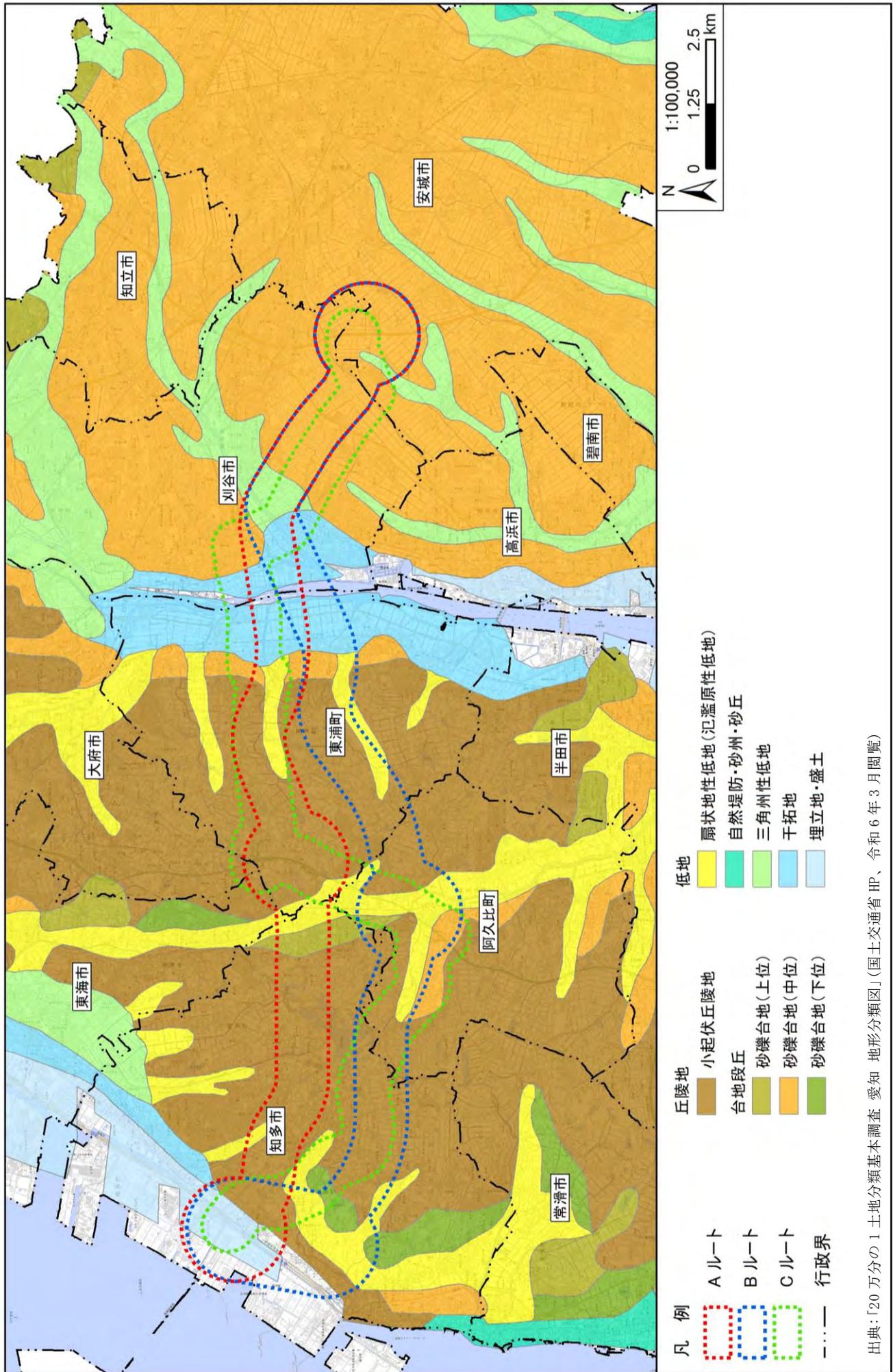
事業実施想定区域及びその周囲の地形の状況を図 3.1-20 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲西側の地形は丘陵地と台地、東側は台地と低地が占めている。なお、「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」（環境省 HP、令和6年3月閲覧）及び「愛知県自然環境保全地域」（愛知県 HP、令和6年3月閲覧）に記載されている「地形・地質・自然現象」の重要な地形は存在しない。

#### (2) 地質の状況

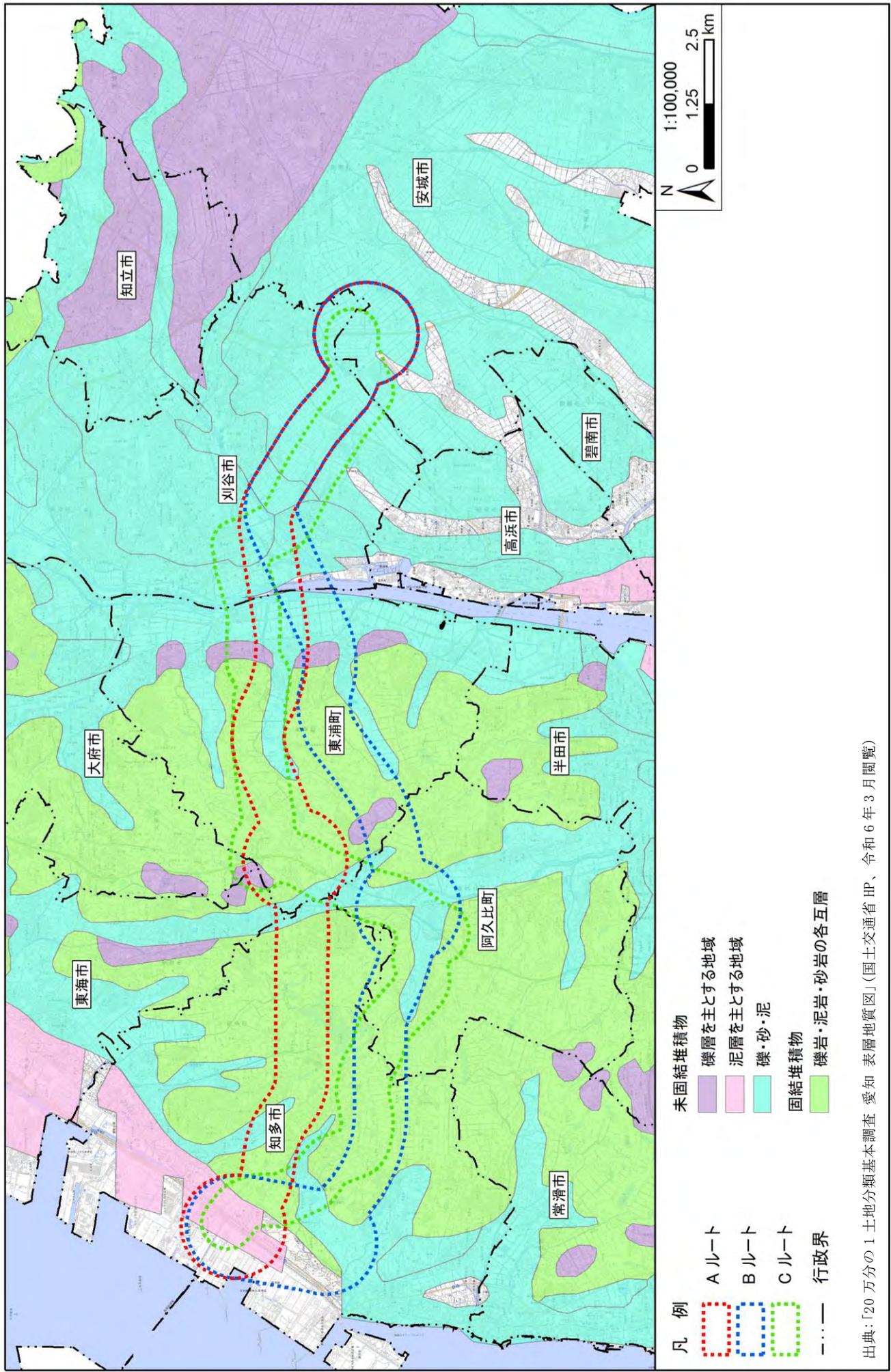
事業実施想定区域及びその周囲の地質の状況を図 3.1-21 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲西側の地質は礫岩・泥岩・砂岩の各互層、東側は礫・砂・泥が占めている。なお、「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」（環境省 HP、令和6年3月閲覧）及び「愛知県自然環境保全地域」（愛知県 HP、令和6年3月閲覧）に記載されている「地形・地質・自然現象」の重要な地質は存在しない。



出典：「20万分の1 土地分類基本調査 愛知 地形分類図」(国土交通省HP、令和6年3月閲覧)

図 3.1-20 地形分類図



出典：「20万分の1土地分類基本調査 愛知 表層地質図」(国土交通省 HP、令和6年3月閲覧)

図 3.1-21 表層地質図

### (3) 活断層

事業実施想定区域及びその周囲における活断層セグメント（活断層の最小単位）の位置を図 3.1-22 に示す。事業実施想定区域及びその周囲には、猿投山起震断層（高松活動セグメント、大府活動セグメント）、加木屋起震断層（加木屋活動セグメント）及び武豊起震断層（武豊活動セグメント）が存在する。

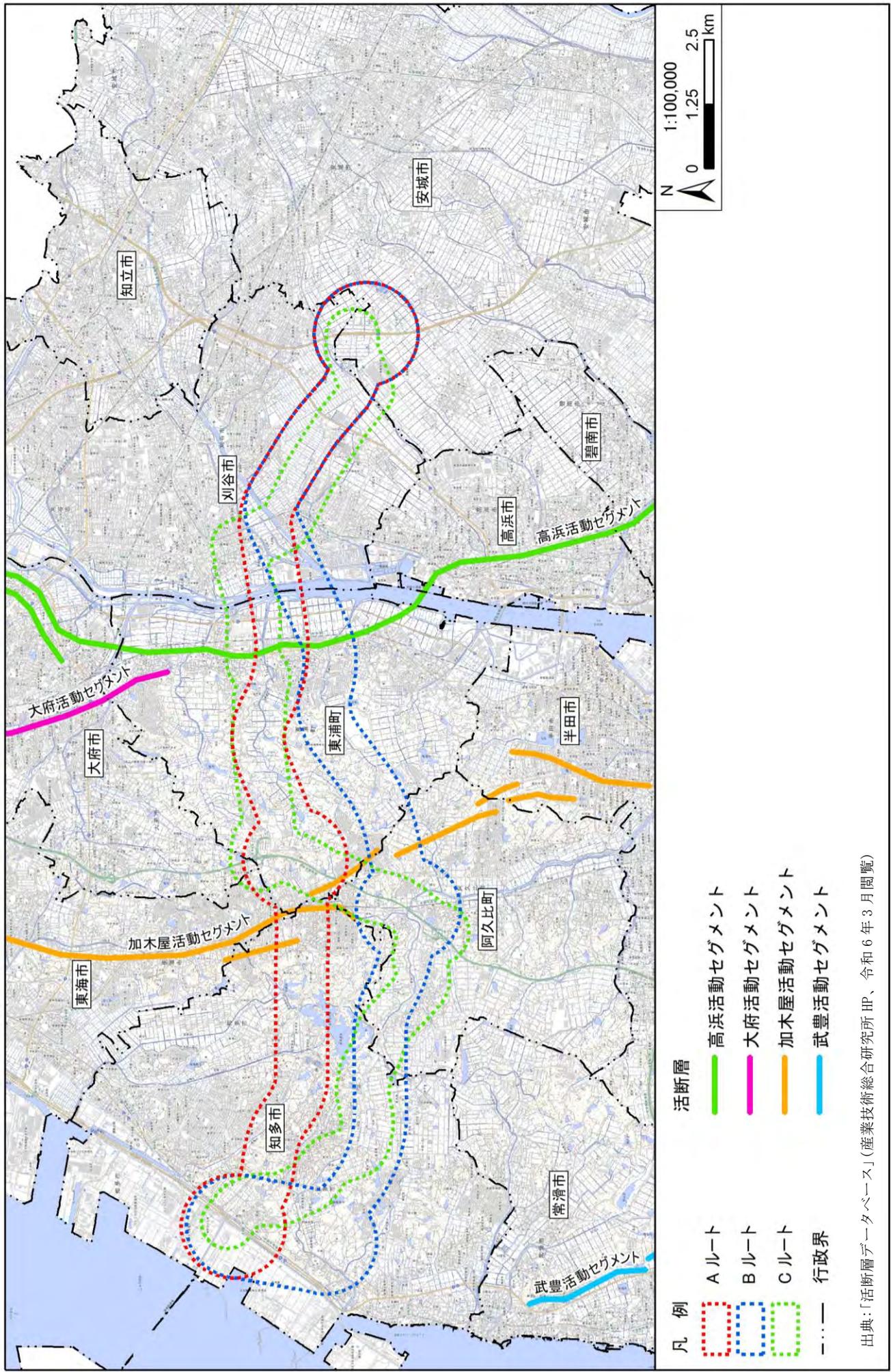


図 3.1-22 活断層の状況

出典:「活断層データベース」(産業技術総合研究所 HP、令和 6 年 3 月閲覧)

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

事業実施想定区域及びその周囲における動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況について、表 3.1-25 に示す既存資料により把握した。

表 3.1-25 収集した既存資料一覧

No.	文献名
1	「第4回自然環境保全基礎調査」(平成7年、環境庁)
2	「第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成13年、環境省)
3	「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成16年、環境省)
4	「平成30年度(2018年度)中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ」(平成31年3月、環境省)
5	「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果について」(平成16年8月、環境省)
6	「ガンカモ類の生息調査(令和4年度 第54回)」(令和5年6月、環境省)
7	「自然環境保全基礎調査 全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」(令和3年10月、鳥類繁殖分布調査会)
8	「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2022年」(令和5年2月、植田睦之・奴賀俊光・山崎優佑)
9	「シギ・チドリ類渡来湿地目録」(環境省HP、令和6年3月閲覧)
10	「愛知県 鳥類生息調査」(愛知県HP、令和6年3月閲覧)
11	「レッドデータブックあいち2020 動物編」(令和2年3月、愛知県)
12	「第5回自然環境保全基礎調査(植生調査)」(平成11年、環境省)
13	「第5回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(平成12年、環境省)
14	「第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」(平成16年、環境省)
15	「植物群落レッドデータブック」 (平成8年4月、(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)
16	「レッドデータブックあいち2020 植物編」(令和2年3月、愛知県)
17	「サイエンスミュージアムネット」(国立科学博物館HP、令和6年3月閲覧)
18	「全国水生生物調査」(環境省HP、令和6年3月閲覧)
19	「愛知県史 別編 自然」(平成22年3月、愛知県)
20	「知多市誌 本文編」(昭和56年、知多市)
21	「知多市誌 資料編2」(昭和58年、知多市)
22	「常滑市誌」(昭和51年、常滑市)
23	「阿久比町誌 資料編5(自然)」(平成3年、阿久比町)
24	「東海市史 通史編」(平成2年、東海市)
25	「大府市誌 資料編 自然」(昭和63年、大府市)
26	「新編 東浦町誌 資料編2(自然)」(平成12年、東浦町)
27	「新編半田市誌 上巻」(昭和59年、半田市)
28	「刈谷市誌第5巻 資料編(自然・考古)」(平成元年、刈谷市)
29	「新編知立市史 8 資料編 自然」(平成30年、知立市)
30	「新編安城市史 11 資料編 自然」(平成17年、安城市)
31	「第2次半田市環境基本計画」(令和3年3月、半田市)
32	「第3次碧南市環境基本計画」(令和5年3月、碧南市)
33	「第2次刈谷市環境基本計画」(平成27年3月、刈谷市)
34	「第2次安城市環境基本計画」(令和3年3月、安城市)
35	「常滑市都市計画マスタープラン」(令和2年3月、常滑市)
36	「第2次東海市環境基本計画」(平成29年3月、東海市)
37	「第3次大府市環境基本計画」(令和3年3月、大府市)
38	「第3次知多市環境基本計画」(令和5年3月、知多市)
39	「第2次知立市環境基本計画(改訂版)」(令和6年3月、知立市)
40	「高浜市環境基本計画」(令和6年3月、高浜市)
41	「阿久比町緑の基本計画」(令和3年3月、阿久比町)
42	「第3次東浦町の環境を守る基本計画」(令和3年3月、東浦町)
43	「おおぶいきものマップ」(大府市HP、令和6年3月閲覧)
44	「はんだ水辺マップ」(半田市HP、令和6年3月閲覧)

(1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

1) 動物の重要な種の状況

動物の重要な種は、既存資料で生息が確認された種のうち、表 3.1-26 に示す基準で選定した。動物の重要な種のうち、確認された詳細な位置情報を図 3.1-23 に示す。

表 3.1-26 重要な種の選定基準

分類	略称	名称	選定対象項目							カテゴリ
			哺乳	鳥	両・爬	魚	虫	クモ	貝	
法規制等	文法	『文化財保護法』(昭和 25 年 法律第 214 号) 『愛知県文化財保護条例』 (昭和 30 年愛知県条例第 6 号) 『半田市文化財保護条例』 (昭和 52 年半田市条例第 24 号) 『碧南市文化財保護条例』 (平成 4 年碧南市条例第 11 号) 『刈谷市文化財保護条例』 (昭和 53 年刈谷市条例第 31 号) 『安城市文化財保護条例』 (平成 7 年安城市条例第 12 号) 『常滑市文化財保護条例』 (昭和 51 年常滑市条例第 22 号) 『東海市文化財保護条例』 (昭和 44 年東海市条例第 62 号) 『大府市文化財保護条例』 (昭和 45 年大府市条例第 56 号) 『知多市文化財保護条例』 (平成 17 年知多市条例第 3 号) 『知立市文化財保護条例』 (昭和 45 年知立市条例第 62 号) 『高浜市文化財保護条例』 (昭和 51 年高浜市条例第 32 号) 『阿久比町文化財保護条例』 (昭和 47 年阿久比町条例第 16 号) 『東浦町文化財保護条例』 (昭和 53 年東浦町条例第 12 号)	○	○	○	○	○	-	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特天：特別天然記念物</li> <li>・ 天：天然記念物</li> <li>・ 県：愛知県指定</li> <li>・ 市 1：半田市指定</li> <li>・ 市 2：碧南市指定</li> <li>・ 市 3：刈谷市指定</li> <li>・ 市 4：安城市指定</li> <li>・ 市 5：常滑市指定</li> <li>・ 市 6：東海市指定</li> <li>・ 市 7：大府市指定</li> <li>・ 市 8：知多市指定</li> <li>・ 市 9：知立市指定</li> <li>・ 市 10：高浜市指定</li> <li>・ 町 1：阿久比町指定</li> <li>・ 町 2：東浦町指定</li> </ul>
	種法	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成 4 年 法律第 75 号)	○	○	○	○	○	-	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内：国内希少野生動植物</li> <li>・ 国際：国際希少野生動植物</li> </ul>
	自条	『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』 (昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)	-	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○：指定希少野生動植物</li> </ul>
RDB等	環RL	『環境省レッドリスト 2020 の公表について』 (令和 2 年 3 月、環境省)	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EX：絶滅</li> <li>・ EW：野生絶滅</li> <li>・ CR+EN：絶滅危惧 I 類</li> <li>・ CR：絶滅危惧 I A 類</li> <li>・ EN：絶滅危惧 I B 類</li> <li>・ VU：絶滅危惧 II 類</li> <li>・ NT：準絶滅危惧</li> <li>・ DD：情報不足</li> <li>・ LP：絶滅のおそれのある地域個体群</li> </ul>
	県RDB	『レッドデータブックあいち 2020』 (令和 2 年 3 月、愛知県)	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EX：絶滅</li> <li>・ EW：野生絶滅</li> <li>・ CR+EN：絶滅危惧 I 類</li> <li>・ CR：絶滅危惧 I A 類</li> <li>・ EN：絶滅危惧 I B 類</li> <li>・ VU：絶滅危惧 II 類</li> <li>・ NT：準絶滅危惧</li> <li>・ DD：情報不足</li> <li>・ LP：地域個体群</li> <li>・ 国：環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種</li> </ul>

(a) 哺乳類

事業実施想定区域及びその周囲における重要な哺乳類は、表 3.1-27 に示す 3 目 3 科 4 種が確認されている。

表 3.1-27 重要な哺乳類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準			
				文法	種法	環 RL	県 RDB
1	ウサギ	ウサギ	ノウサギ				NT
2	ネズミ	ネズミ	ハタネズミ				NT
3			カヤネズミ				VU
4	ネコ	イタチ	アナグマ				DD
合計	3 目	3 科	4 種	0 種	0 種	0 種	4 種

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和5年12月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

## (b) 鳥類

事業実施想定区域及びその周囲における重要な鳥類は、表 3.1-28(1)～(2)に示す15目30科89種が確認されている。

表 3.1-28(1) 重要な鳥類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準						
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB		
1	キジ	キジ	ウズラ				VU	EN		
2	カモ	カモ	ヒシクイ	天			VU			
3			ツクシガモ				VU			
4			オシドリ				DD	NT		
5			トモエガモ				VU	VU		
6			ビロードキンクロ					EN		
7			クロガモ					NT		
8			カワアイサ					NT		
9			カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ					EN
10	ミミカイツブリ							NT		
11	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天			CR			
12	カツオドリ	ウ	ヒメウ				EN	NT		
13	ペリカン	サギ	サンカノゴイ				EN	EN		
14			ヨシゴイ				NT	CR		
15			ミゾゴイ				VU	EN・VU		
16			チュウサギ				NT			
17			クロサギ					EN		
18			カラシラサギ				NT	NT		
19	ツル	クイナ	クイナ					NT		
20			ヒクイナ				NT	NT・NT		
21			バン					VU・NT		
22	カッコウ	カッコウ	ツツドリ					VU・NT		
23			カッコウ					VU・NT		
24	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ				NT	EN・VU		
25	チドリ	チドリ	ケリ				DD			
26			ダイゼン						LP	
27			イカルチドリ						VU・NT	
28			シロチドリ					VU	VU・VU	
29			メダイチドリ			国際				
30			オオメダイチドリ			国際				
31			ミヤコドリ	ミヤコドリ				NT		
32			セイタカシギ	セイタカシギ				VU	EN・VU	
33			シギ	ヤマシギ						NT
34				オオジシギ				NT	CR・VU	
35				オオハシシギ						EN
36				シベリアオオハシシギ				DD	CR	
37				オグロシギ						EN
38				オオソリハシシギ					VU	EN
39				ダイシャクシギ						VU
40				ホウロクシギ			国際		VU	EN
41				ツルシギ					VU	EN
42				アカアシシギ					VU	VU
43				カラフトアオアシシギ					CR	CR
44				タカブシギ					VU	EN
45	オバシギ				国際			VU		

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和5年12月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

表 3.1-28(2) 重要な鳥類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB	
46	チドリ	シギ	コオバシギ		国際			VU	
47			ミユビシギ					NT	
48			オジロトウネン					VU	
49			ウズラシギ					EN	
50			サルハマシギ			国際			
51			ハマシギ					NT	VU
52			ヘラシギ					CR	CR
53			キリアイ						EN
54			エリマキシギ						VU
55			タマシギ	タマシギ				VU	EN・EN
56			ツバメチドリ	ツバメチドリ				VU	CR・EN
57			カモメ	ズグロカモメ				VU	VU
58				コアジサシ				VU	EN・VU
59			ウミスズメ	ウミスズメ				CR	
60	タカ	ミサゴ	ミサゴ				NT	NT	
61		タカ	ハチクマ				NT	VU・NT	
62			オジロワシ	天	国内・国際		VU		
63			チュウヒ		国内		EN	CR・VU	
64			ハイロチュウヒ					EN	
65			ツミ					NT	
66			ハイタカ				NT		
67			オオタカ				NT	NT・NT	
68			サシバ				VU	EN・NT	
69			クマタカ		国内		EN	EN・EN	
70	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク					VU・NT	
71			コノハズク				○	CR・VU	
72			フクロウ					NT・NT	
73			アオバズク					EN	
74			コミミズク					VU	
75	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU		
76		ブッポウソウ	ブッポウソウ				EN	EN・VU	
77	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内・国際		VU	VU・NT	
78	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ				VU		
79		モズ	アカモズ		国内		EN		
80		ムシクイ	イイジマムシクイ	天			VU		
81		ミソサザイ	ミソサザイ					NT	
82		ヒタキ	アカハラ					CR	
83			コマドリ					CR	
84			コルリ					NT	
85			コサメビタキ					NT	
86		セキレイ	ビンズイ					EX	
87		ホオジロ	ホオアカ					CR	
88			ノジコ				NT	EX	
89	コジュリン						VU	VU	
合計	15 目	30 科	89 種	4 種	11 種	1 種	48 種	74 種	

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(令和 5 年 12 月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

(c) 両生類

事業実施想定区域及びその周囲における重要な両生類は、表 3.1-29 に示す 2 目 3 科 4 種が確認されている。

表 3.1-29 重要な両生類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	有尾	サンショウウオ	ヤマトサンショウウオ		国内		VU	EN
2		イモリ	アカハライモリ	渥美種族			○	
3	無尾	アカガエル	トノサマガエル				NT	
4			ナゴヤダルマガエル				EN	VU
合計	2 目	3 科	4 種	0 種	1 種	1 種	3 種	3 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(令和 5 年 12 月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

(d) 爬虫類

事業実施想定区域及びその周囲における重要な爬虫類は、表 3.1-30 に示す 2 目 4 科 5 種が確認されている。

表 3.1-30 重要な爬虫類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ			○	EN	EN
2		イシガメ	ニホンイシガメ				NT	NT
3		スッポン	ニホンスッポン				DD	DD
4	有鱗	ナミヘビ	シロマダラ					DD
5			ヤマカガシ					DD
合計	2 目	4 科	5 種	0 種	0 種	1 種	3 種	5 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(令和 5 年 12 月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

## (e) 昆虫類

事業実施想定区域及びその周囲における重要な昆虫類は、表 3.1-31(1)～(2)に示す7目38科64種が確認されている。

表 3.1-31(1) 重要な昆虫類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	トンボ	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ				EN	CR
2		イトトンボ	ベニイトトンボ				NT	VU
3			モートイトトンボ				NT	NT
4			オオイトトンボ					EN
5		サナエトンボ	オグマサナエ				NT	VU
6		トンボ	ベッコウトンボ		国内		CR	CR
7			キトンボ					EN
8			ノシメトンボ					NT
9			オオキトンボ					EN
10	ゴキブリ		オオゴキブリ	オオゴキブリ				NT
11	バッタ	クツワムシ	タイワンクツワムシ				NT	
12		バッタ	ヤマトバッタ				NT	
13	カメムシ	アメンボ	オオアメンボ				NT	
14			エサキアメンボ				NT	NT
15			ババアメンボ				NT	VU
16		ミズムシ	ミヤケミズムシ				NT	
17		コオイムシ	コオイムシ				NT	
18			タガメ		国内		VU	EN
19		タイコウチ	タイコウチ					DD
20			ヒメタイコウチ					NT
21			ミズカマキリ					DD
22		コバンムシ	コバンムシ				EN	CR
23	チョウ	セセリチョウ	ホソバセセリ					NT
24			ギンイチモンジセセリ				NT	NT
25			ミヤマチャバネセセリ					EN
26		シジミチョウ	ゴマシジミ					CR
27			シルビアシジミ				EN	EX
28		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン				VU	VU
29		シロチョウ	ツマグロキチョウ				EN	NT
30		ヤママユガ	ナガミズアオ				NT	
31		ヤガ	クビグロケンモン				NT	
32		コウチュウ	オサムシ	アオヘリアオゴミムシ				CR
33				キバネキバナガミズギワゴミムシ				VU
34	ツツイキバナガミズギワゴミムシ						NT	EN
35	オオヒョウタンゴミムシ						NT	VU
36	ハンミョウ		ホソハンミョウ				VU	EN
37	ゲンゴロウ		ゲンゴロウ		国内		VU	EN
38			スジゲンゴロウ				EX	EX
39			コマルケシゲンゴロウ				NT	
40			キベリマメゲンゴロウ				NT	
41	ミズスマシ		オオミズスマシ				NT	NT
42			ミズスマシ				VU	EN
43	コガシラミズムシ		マダラコガシラミズムシ				VU	NT
44	コツブゲンゴロウ		ムツボシツヤコツブゲンゴロウ				VU	NT
45			キボシチビコツブゲンゴロウ				EN	NT

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和5年12月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

表 3.1-31(2) 重要な昆虫類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB	
46	コウチュウ	ホソガムシ	ヤマトホソガムシ				NT	NT	
47		ガムシ	マルヒラタガムシ				NT		
48			コガムシ				DD		
49			ガムシ				NT	VU	
50			シジミガムシ				EN		
51		シデムシ	ヤマトモンシデムシ				NT	VU	
52		クワガタムシ	オオクワガタ				VU	CR	
53		コガネムシ	ヤマトアオドウガネ					NT	
54			ヤマトケシマグソコガネ					NT	
55			クロカナブン					NT	
56		タマムシ	クロマダラタマムシ					VU	
57		コメツキムシ	アカアシコハナコメツキ					NT	
58		ゴミムシダマシ	ヤマトオサムシダマシ				NT		
59		ハムシ	キオビクビボソハムシ					DD	
60		チビゾウムシ	ヒシチビゾウムシ					NT	
61		ハチ	スズメバチ	ヤマトアシナガバチ				DD	
62			アナバチ	キゴシジガバチ					NT
63			ミツバチ	クロマルハナバチ				NT	
64			ハキリバチ	キヌゲハキリバチ					NT
合計		7 目	38 科	64 種	0 種	3 種	0 種	42 種	51 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(令和 5 年 12 月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

(f) クモ類

事業実施想定区域及びその周囲における重要なクモ類は、表 3.1-32 に示す 1 目 7 科 15 種が確認されている。

表 3.1-32 重要なクモ類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	クモ	ジグモ	ワスレナグモ				NT	VU
2		カネコトタテグモ	カネコトタテグモ				NT	VU
3		トタテグモ	キノボリトタテグモ				NT	VU
4			キシノウエトタテグモ				NT	VU
5		コガネグモ	コガネグモ					NT
6			トリノフンダマシ					NT
7			オオトリノフンダマシ					NT
8			シロオビトリノフンダマシ					NT
9			ムツトゲイセキグモ					EN
10			ゲホウグモ					NT
11			コモリグモ	エビチャコモリグモ				
12		テジロハリゲコモリグモ						EN
13		ミナミコモリグモ						NT
14		ネコグモ	オビジガバチグモ					NT
15		カニグモ	オビボソカニグモ					VU
合計	1 目	7 科	15 種	0 種	0 種	0 種	4 種	15 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(令和 5 年 12 月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

## (g) 貝類

事業実施想定区域及びその周囲における重要な貝類は、表 3.1-33 に示す 7 目 16 科 23 種が確認されている。

表 3.1-33 重要な貝類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	新生腹足上	タニシ	マルタニシ				VU	NT
2			オオタニシ				NT	
3		カワニナ	クロダカワニナ				NT	NT
4		ワカウラツボ	カワグチツボ				NT	NT
5		カワザンショウガイ	カワザンショウガイ					DD
6			ムシヤドリカワザンショウ				NT	
7	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ				NT	DD
8		オカミミガイ	キヌカツギハマシイノミガイ				VU	CR
9		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ				DD	NT
10	ヒラマキガイモドキ					NT	NT	
11	柄眼	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ				NT	NT
12		スナガイ	スナガイ				NT	VU
13		クチミゾガイ	ナニワクチミゾガイ				NT	VU
14		ナンバンマイマイ	クチマガリマイマイ				NT	NT
15	イシガイ	イシガイ	ドブガイ					NT
16			カラスガイ				EN	DD
17			イシガイ					CR
18			マツカサガイ				NT	CR
19	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ				NT	
20			マシジミ				VU	DD
21		マルスダレガイ	ハマグリ				VU	NT
22	ザルガイ	シオサザナミ	オチバガイ				NT	VU
23	異靱帯	オキナガイ	ソトオリガイ					NT
合計	7 目	16 科	23 種	0 種	0 種	0 種	19 種	20 種

注 1) 種名等は「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」（平成 10 年 12 月、環境庁）に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

## (h) 魚類

事業実施想定区域及びその周囲における重要な魚類は、表 3.1-34 に示す 5 目 10 科 17 種が確認されている。

表 3.1-34 重要な魚類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ				EN	EN
2	コイ	コイ	コイ					DD
3			ヤリタナゴ				NT	CR
4			アブラボテ				NT	DD
5			カワバタモロコ		国内		EN	EN
6			ハス				VU	
7			ゼゼラ				VU	NT
8			スゴモロコ				VU	
9			ドジョウ	ドジョウ				NT
10		トウカイコガタスジシマドジョウ					EN	EN
11		フクドジョウ	ホトケドジョウ				EN	EN
12		キュウリウオ	シラウオ	シラウオ				
13	ダツ	メダカ	ミナミメダカ				VU	VU
14		サヨリ	クルマサヨリ				NT	DD
15	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ				EN	
16		カワアナゴ	カワアナゴ					NT
17		ハゼ	トビハゼ				NT	VU
合計	5 目	10 科	17 種	0 種	1 種	0 種	14 種	14 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(令和 5 年 12 月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-26 に示した略称を表記している。

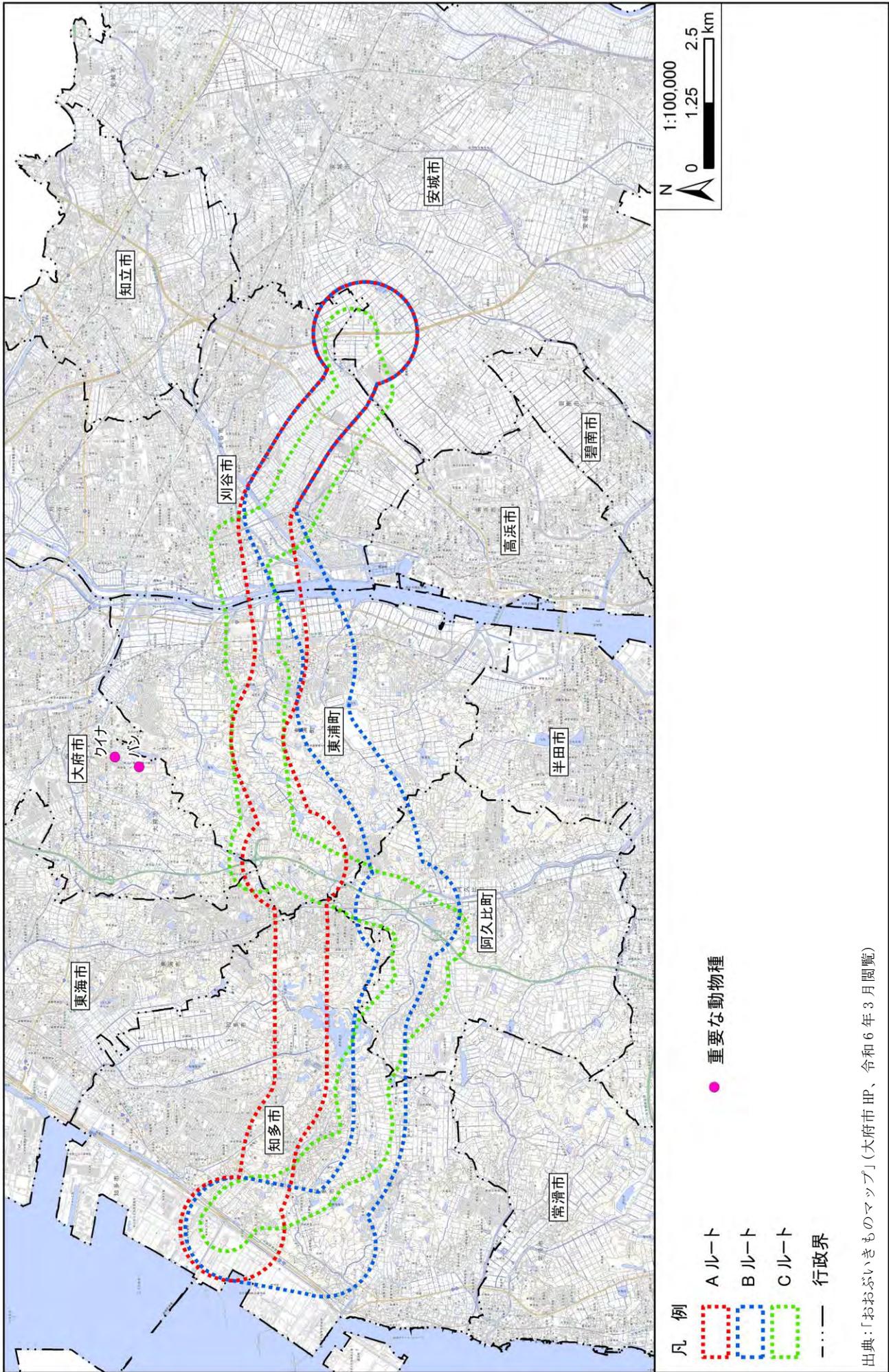


図 3.1-23 重要な動物種の位置図

## 2) 注目すべき生息地の状況

事業実施想定区域及びその周囲における注目すべき生息地は、表 3.1-35(1)～(2)に示す基準で選定した。

表 3.1-35(1) 注目すべき生息地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
①	『文化財保護法』 (昭和 25 年 法律第 214 号) 『愛知県文化財保護条例』 (昭和 30 年 愛知県条例第 6 号) 『半田市文化財保護条例』 (昭和 52 年 半田市条例第 24 号) 『碧南市文化財保護条例』 (平成 4 年 碧南市条例第 11 号) 『刈谷市文化財保護条例』 (昭和 53 年 刈谷市条例第 31 号) 『安城市文化財保護条例』 (平成 7 年 安城市条例第 12 号) 『常滑市文化財保護条例』 (昭和 51 年 常滑市条例第 22 号) 『東海市文化財保護条例』 (昭和 44 年 東海市条例第 62 号) 『大府市文化財保護条例』 (昭和 45 年 大府市条例第 56 号) 『知多市文化財保護条例』 (平成 17 年 知多市条例第 3 号) 『知立市文化財保護条例』 (昭和 45 年 知立市条例第 62 号) 『高浜市文化財保護条例』 (昭和 51 年 高浜市条例第 32 号) 『阿久比町文化財保護条例』 (昭和 47 年 阿久比町条例第 16 号) 『東浦町文化財保護条例』 (昭和 53 年 東浦町条例第 12 号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物  区分 ・ 県：愛知県指定 ・ 市 1：知多市指定 ・ 市 2：常滑市指定 ・ 市 3：東海市指定 ・ 市 4：大府市指定 ・ 市 5：半田市指定 ・ 市 6：高浜市指定 ・ 市 7：刈谷市指定 ・ 市 8：知立市指定 ・ 市 9：碧南市指定 ・ 市 10：安城市指定 ・ 町 1：阿久比町指定 ・ 町 2：東浦町指定
②	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』 (平成 4 年 法律第 75 号) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令』 (平成 5 年 政令第 17 号)	生息：生息地等保護区
③	『特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)』 (昭和 55 年 条約第 28 号)に基づく重要な湿地	基準 1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地

表 3.1-35(2) 注目すべき生息地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
④	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 6 年 3 月閲覧)に基づく重要度の高い湿地	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 (ただし、外来種を除く) 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合
⑤	『希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について』 (環境省 HP、令和 6 年 3 月閲覧)	生息確認 生息推定 一時滞在
⑥	『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』（平成 14 年 法律第 88 号）	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特別：特別保護地区 特指：特別保護指定区域
⑦	『重要野鳥生息地 (IBA)』 (日本野鳥の会 HP、令和 6 年 3 月閲覧)	基準 A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 基準 A2：生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 基準 A3：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくははその可能性がある生息地 基準 A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト 基準 A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト 基準 A4iii：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 基準 A4iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト
⑧	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域 (KBA)』 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 6 年 3 月閲覧)	危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息／生育する 非代替性： a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
⑨	『自然環境保全法』 (昭和 47 年 法律第 85 号) 『愛知県立自然公園条例』 (昭和 43 年 愛知県条例第 7 号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)	自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域
⑩	『平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ』(環境省 HP、令和 6 年 3 月閲覧)	生息確認
⑪	『ガンカモ類の生息調査(令和 4 年度 第 54 回)』(令和 5 年 6 月、環境省)	渡り鳥生息地

事業実施想定区域及びその周囲における注目すべき生息地を表 3.1-36 及び図 3.1-24 に示す。事業実施想定区域及びその周囲には、南知多県立自然公園、半田鳥獣保護区、佐布里池鳥獣保護区、藤江小学校鳥獣保護区が存在する。なお、いずれの自然公園及び鳥獣保護区においても保護すべき鳥獣として指定されている種はない。

表 3.1-36 注目すべき生息地

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑨ 『愛知県立自然公園条例』（昭和43年 愛知県条例第7号）
2	半田鳥獣保護区	半田市	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	⑥ 『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』（平成14年 法律第88号）
3	佐布里池鳥獣保護区	知多市	鳥獣保護区（森林鳥獣）	
4	藤江小学校鳥獣保護区	東浦町	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	

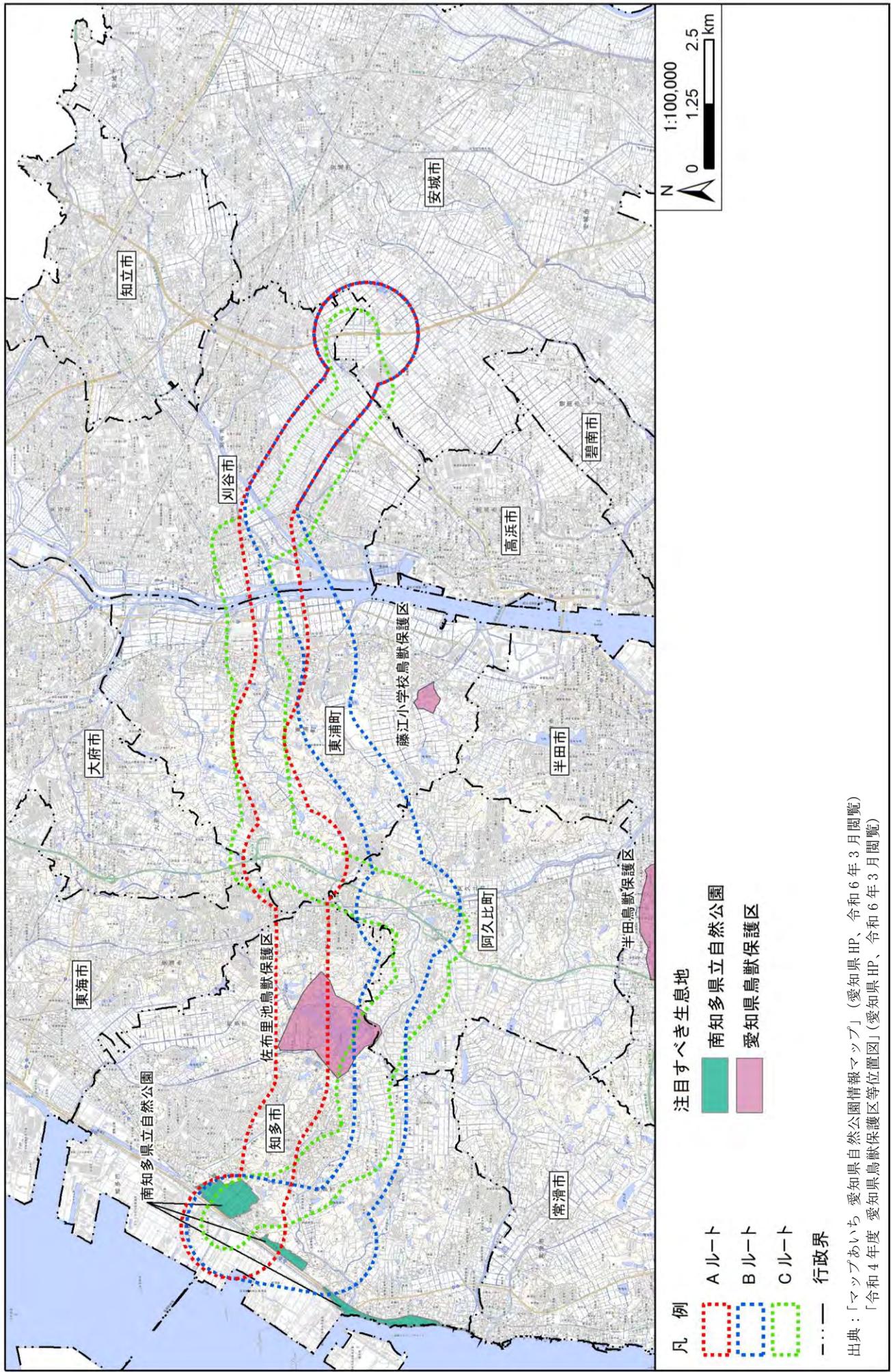


図 3.1-24 注目すべき生息地

(2) 植物の重要な種及び群落の状況

1) 植物の重要な種の状況

事業実施想定区域及びその周囲における植物の重要な種は、既存資料により生育が確認された種のうち、表 3.1-37 に示す基準で選定した。植物の重要な種のうち、確認された詳細な位置情報を図 3.1-25 に示す。

表 3.1-37 重要な種の選定基準

分類	略称	名称	カテゴリ
法規制等	文法	『文化財保護法』(昭和 25 年法律第 214 号) 『愛知県文化財保護条例』(昭和 30 年愛知県条例第 6 号) 『半田市文化財保護条例』(昭和 52 年半田市条例第 24 号) 『碧南市文化財保護条例』(平成 4 年碧南市条例第 11 号) 『刈谷市文化財保護条例』(昭和 53 年刈谷市条例第 31 号) 『安城市文化財保護条例』(平成 7 年安城市条例第 12 号) 『常滑市文化財保護条例』(昭和 51 年常滑市条例第 22 号) 『東海市文化財保護条例』(昭和 44 年東海市条例第 62 号) 『大府市文化財保護条例』(昭和 45 年大府市条例第 56 号) 『知多市文化財保護条例』(平成 17 年知多市条例第 3 号) 『知立市文化財保護条例』(昭和 45 年知立市条例第 62 号) 『高浜市文化財保護条例』(昭和 51 年高浜市条例第 32 号) 『阿久比町文化財保護条例』(昭和 47 年阿久比町条例第 16 号) 『東浦町文化財保護条例』(昭和 53 年東浦町条例第 12 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特天：特別天然記念物</li> <li>・天：天然記念物</li> <li>・県：愛知県指定</li> <li>・市 1：半田市指定</li> <li>・市 2：碧南市指定</li> <li>・市 3：刈谷市指定</li> <li>・市 4：安城市指定</li> <li>・市 5：常滑市指定</li> <li>・市 6：東海市指定</li> <li>・市 7：大府市指定</li> <li>・市 8：知多市指定</li> <li>・市 9：知立市指定</li> <li>・市 10：高浜市指定</li> <li>・町 1：阿久比町指定</li> <li>・町 2：東浦町指定</li> </ul>
	種法	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成 4 年法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内：特定国内希少野生動植物種</li> </ul>
	自条	『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○：指定希少野生動植物</li> </ul>
RDB 等	環 RL	『環境省レッドリスト』(令和 2 年 3 月、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EX：絶滅</li> <li>・EW：野生絶滅</li> <li>・CR+EN：絶滅危惧 I 類</li> <li>・CR：絶滅危惧 I A 類</li> <li>・EN：絶滅危惧 I B 類</li> <li>・VU：絶滅危惧 II 類</li> <li>・NT：準絶滅危惧</li> <li>・DD：情報不足</li> <li>・LP：絶滅の恐れのある地域個体群</li> </ul>
	県 RDB	『レッドデータブックあいち 2020 植物編』(令和 2 年 3 月、愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EX：絶滅</li> <li>・EW：野生絶滅</li> <li>・CR+EN：絶滅危惧 I 類</li> <li>・CR：絶滅危惧 I A 類</li> <li>・EN：絶滅危惧 I B 類</li> <li>・VU：絶滅危惧 II 類</li> <li>・NT：準絶滅危惧</li> <li>・DD：情報不足</li> <li>・LP：地域個体群</li> <li>・国：環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種</li> </ul>

(a) 維管束植物

事業実施想定区域及びその周囲における重要な維管束植物は、表 3.1-38(1)～(4)に示す 38 目 73 科 183 種が確認されている。

表 3.1-38(1) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ				NT	NT
2	トクサ	トクサ	イヌスギナ					VU
3	マツバラン	マツバラン	マツバラン				NT	VU
4	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ				VU	CR
5		サンショウモ	アカウキクサ				EN	CR
6			サンショウモ				VU	CR
7	ウラボシ	コバノイシカグマ	イシカグマ					NT
8		メシダ	ウスバシケシダ				VU	VU
9		チャセンシダ	コタニワタリ					EN
10		オシダ	ヌカイタチシダ					NT
11			オリヅルシダ					EX
12		ウラボシ	オオクボシダ					NT
13	マツ	マツ	トガサワラ				VU	
14	ヒノキ	ヒノキ	ハイネズ					VU
15			ネズミサシ					NT
16	スイレン	スイレン	オニバス				VU	CR
17			コウホネ					EN
18			ヒメコウホネ				VU	CR
19	コショウ	ウマノスズクサ	オオバウマノスズクサ					VU
20	モクレン	モクレン	シデコブシ				NT	VU
21	クスノキ	クスノキ	ニッケイ				NT	
22	オモダカ	サトイモ	ミヤママムシグサ					EN
23		チシマゼキショウ	イワショウブ					VU
24		オモダカ	マルバオモダカ				VU	EN
25			アギナシ				NT	
26		トチカガミ	スブタ				VU	CR
27			ヤナギスブタ					NT
28			ウミヒルモ				NT	EX
29			トチカガミ				NT	EN
30			ムサシモ				EN	EN
31			サガミトリゲモ				VU	VU
32			イトトリゲモ				NT	NT
33			トリゲモ				VU	
34			オオトリゲモ					NT
35			ミズオオバコ				VU	
36		シバナ	シバナ				NT	NT
37		ヒルムシロ	イトモ				NT	NT
38			ヒルムシロ					NT
39			センニンモ					EX
40			リュウノヒゲモ				NT	
41			イトクズモ				VU	CR
42		カワツルモ	カワツルモ				NT	NT
43	ヤマノイモ	ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ					NT
44	タコノキ	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ				VU	

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(令和 5 年 12 月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-37 に示した略称を表記している。

表 3.1-38(2) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準						
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB		
45	クサスギカズラ	ラン	ムギラン				NT			
46			エビネ				NT	NT		
47			キンラン				VU	NT		
48			タシロラン				NT	NT		
49			アキザキヤツシロラン					VU		
50			ミズトンボ				VU	VU		
51			フウラン				VU	EN		
52			サギソウ				NT	VU		
53			ヤマサギソウ					VU		
54			トキソウ				NT	EN		
55			ヤマトキソウ					VU		
56			アヤメ		カキツバタ			NT	VU	
57			ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ				NT	CR
58			イネ	ガマ	ミクリ				NT	EN
59	ナガエミクリ						NT			
60	ホシクサ		クロイヌノヒゲ				NT			
61			シラタマホシクサ				VU	VU		
62	イグサ		イヌイ					CR		
63	カヤツリグサ		イトテンツキ				NT	NT		
64			ミノボロスゲ						VU	
65			スナジスゲ						CR	
66			サツマスゲ						EN	
67			ヤブスゲ						EN	
68			ノグサ						EN	
69			ヒメアオガヤツリ						CR	
70			オオシロガヤツリ						VU	
71			ミスミイ					EN	EX	
72			セイタカハリイ						VU	
73			チャボイ					VU		
74			クグテンツキ						VU	
75			ナガボテンツキ						CR	
76			ビロードテンツキ						VU	
77			トネテンツキ					VU	VU	
78			トラノハナヒゲ						EN	
79			オオイヌノハナヒゲ						VU	
80			コシンジュガヤ						VU	
81	イネ		ヒメコヌカグサ				NT			
82			ヒナザサ				NT	VU		
83			ヒメタイヌビエ					EN		
84			ウンヌケ				VU	NT		
85			ウンヌケモドキ				NT	VU		
86			ヨコハマダケ					VU		
87			カモノハシ					VU		
88			ウキシバ						NT	
89			ミカワシンジュガヤ					VU	VU	
90			ハマエノコロ						NT	
91	キンボウゲ	メギ	ヘビノボラズ					NT		
92		キンボウゲ	カザグルマ				NT	EN		
93	ユキノシタ	スグリ	ヤブサンザシ					VU		
94		タコノアシ	タコノアシ				NT	NT		
95		アリノトウグサ	タチモ				NT	NT		

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和5年12月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-37 に示した略称を表記している。

表 3.1-38(3) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準					
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB	
96	マメ	マメ	シバハギ					CR	
97			レンリソウ					VU	
98			イヌハギ				VU	VU	
99			オオバクサフジ					NT	
100	バラ	グミ	アリマグミ					VU	
101		クロウメモドキ	ケンボナシ					EN	
102		バラ	ヒロハノカワラサイコ				VU	CR	
103			シロヤマブキ				EN		
104			マメナシ				EN	CR	
105		ミヤマワレモコウ					EN		
106	ブナ	ブナ	シリブカガシ					VU	
107			ナラガシワ					EN	
108		カバノキ	サクラバハンノキ					NT	
109	カタバミ	ホルトノキ	ホルトノキ					VU	
110	キントラノオ	ヤナギ	キヌヤナギ					NT	
111		オトギリソウ	アゼオトギリ				EN	EN	
112	フトモモ	ミソハギ	ヒメミソハギ					NT	
113			エゾミソハギ					VU	
114			ミズスギナ				CR	EX	
115			ミズマツバ					VU	
116			ミズキカシグサ					VU	VU
117			ヒメビシ					VU	EN
118			オニビシ						NT
119		アカバナ	ウスゲチョウジタデ					NT	
120	ムクロジ	ムクロジ	カラコギカエデ					VU	
121	アオイ	アオイ	ハマボウ					VU	
122	アブラナ	アブラナ	カンラン				EN	CR	
123			ミズタガラシ					NT	
124			マルバタネツケバナ					VU	
125			コイヌガラシ					NT	
126	ナデシコ	タデ	サトヤマタデ					NT	
127			ナガバノヤノネグサ					EN	
128			サイコクヌカボ					VU	NT
129			ナガバノウナギツカミ					NT	NT
130			コミゾソバ						NT
131			ヌカボタデ					VU	VU
132			ホソバイヌタデ					NT	VU
133			コギシギシ					VU	
134			ノダイオウ					VU	CR
135			モウセンゴケ	ナガバノイシモチソウ			○		VU
136		シロバナナガバノイシモチソウ				○		VU	CR
137		イシモチソウ						NT	EN
138		ナデシコ	オオヤマフスマ						VU
139		ヒユ	ハマアカザ						VU
140	マルバアカザ							NT	
141	ツツジ	サクラソウ	ノジトラノオ				VU	CR	
142	リンドウ	アカネ	ルリミノキ					NT	
143		リンドウ	イヌセンブリ					VU	NT
144		キョウチクトウ	スズサイコ					NT	
145	ナス	ヒルガオ	マメダオンシ					CR	EX

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和5年12月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-37 に示した略称を表記している。

表 3.1-38(4) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
146	ムラサキ	ムラサキ	スナビキソウ					EN
147	シソ	オオバコ	オオアブノメ				VU	VU
148			トウオオバコ					EN
149			イヌノフグリ				VU	
150			カワヂシャ				NT	
151			シソ	ツルカコソウ				VU
152		ケブカツルカコソウ						EN
153		シロネ						NT
154		ヒメハッカ					NT	EX
155		ミズトラノオ					VU	VU
156		シマジタムラソウ					VU	NT
157		ミゾコウジュ					NT	
158		ヒメナミキ						NT
159		ハエドクソウ	スズメノハコベ					NT
160		ハマウツボ	ゴマクサ				VU	VU
161			ミカワシオガマ				VU	EN
162			ヒキヨモギ					NT
163			オオヒキヨモギ				VU	
164		タヌキモ	ノタヌキモ				VU	VU
165	イヌタヌキモ					NT		
166	ミカワタヌキモ					VU	EN	
167	ヒメミミカキグサ					EN	EN	
168	ムラサキミミカキグサ					NT	NT	
169	モチノキ	モチノキ	ナナミノキ				VU	
170	キク	キキョウ	キキョウ				VU	VU
171		ミツガシワ	ガガブタ				NT	NT
172			アサザ				NT	EN
173		キク	ヒメシオン					VU
174			ムラサキトキンソウ					NT
175			イズハハコ				VU	VU
176			ミズギク					NT
177			カセンソウ					EN
178			コニガナ					CR
179			ネコノシタ					NT
180			ウラギク					NT
181	オナモミ					VU	CR	
182	セリ	セリ	アシタバ				NT	
183	マツムシソウ	ガマズミ	ハクサンボク				VU	
合計	38 目	73 科	183 種	0 種	0 種	2 種	101 種	157 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(令和 5 年 12 月、国土交通省水情報国土データ管理センター)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-37 に示した略称を表記している。

(b) 非維管束植物

事業実施想定区域及びその周囲における重要な非維管束植物は、表 3.1-39 に示す 3 目 3 科 4 種が確認されている。

表 3.1-39 重要な非維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準			
				文法	種法	環 RL	県 RDB
1	ミズゴケ	ミズゴケ	オオミズゴケ			NT	NT
2			イボミズゴケ				NT
3	ゼニゴケ	ウキゴケ	イチョウウキゴケ			NT	
4	ウロコゴケ	クサリゴケ	マルバヒメクサリゴケ				VU
合計	3 目	3 科	4 種	0 種	0 種	2 種	3 種

注 1) 種名等は「日本産タイ類・ツノゴケ類チェックリスト」(令和元年、片桐知之・古木達郎)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 3.1-37 に示した略称を表記している。

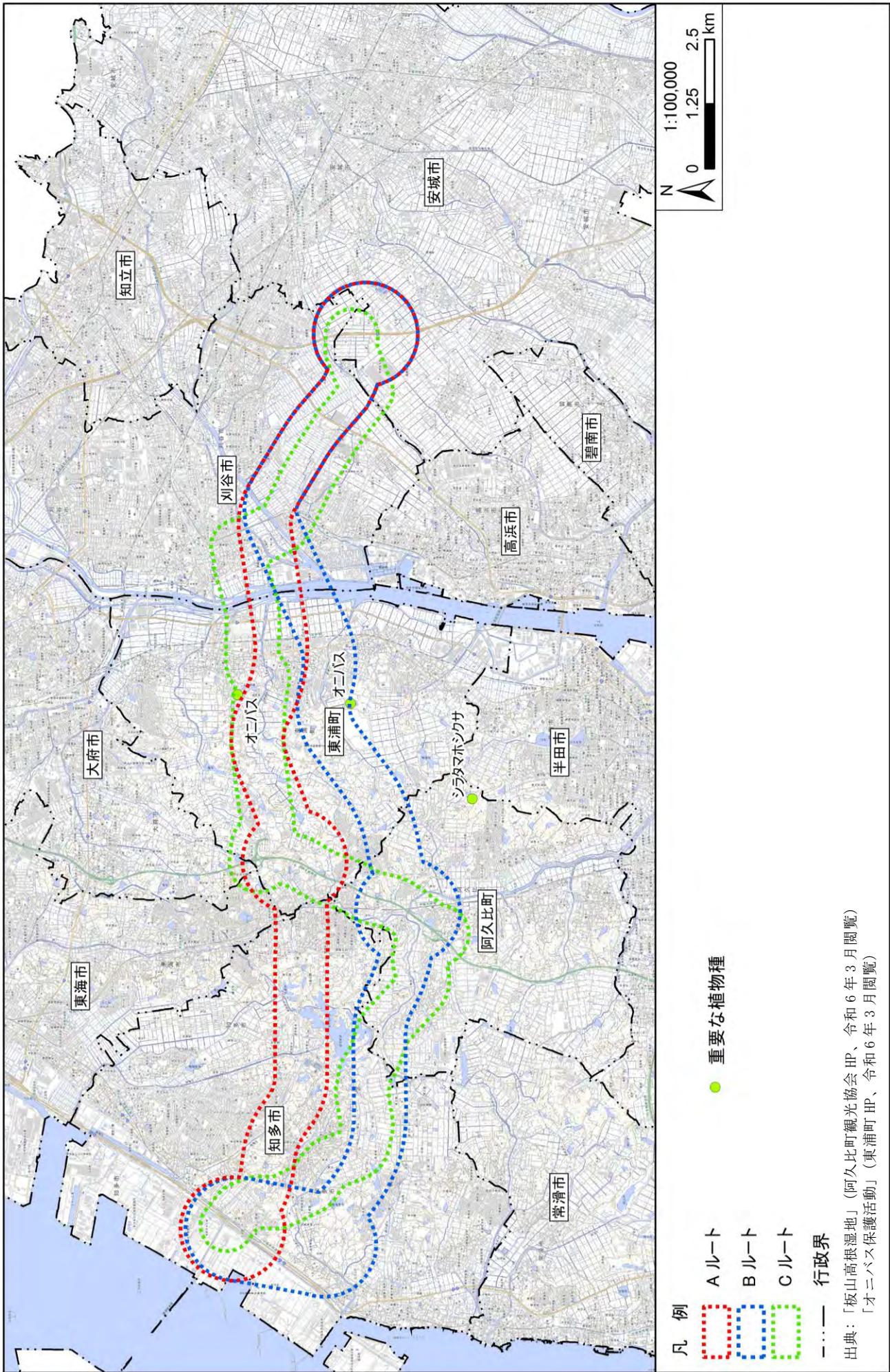


図 3.1-25 重要な植物種の位置図

## 2) 重要な植物群落の状況

事業実施想定区域及びその周囲における重要な植物群落は、表 3.1-40 に示す基準で選定した。重要な植物群落の状況を表 3.1-41 及び図 3.1-26 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲における重要な植物群落は、大興寺・八幡神社のツブラジイ林、阿久比多賀神社社叢、日長神社社叢等が存在する。

表 3.1-40 重要な植物群落の選定基準

分類	名称	カテゴリ
特定植物群落	『第5回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)』(平成12年、環境省)	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C: 比較的ふつうにみられるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地にみられる植物群落又は個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群 H: その他学術上重要な植物群落又は個体群
群落RDB	『植物群落レッドデータブック』(平成8年4月、(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)	4: 緊急に対策必要(緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する) 3: 対策必要(対策を講じなければ、群落の状態が徐々に悪化する) 2: 破壊の危惧(現在の保護対策は良いが、対策を講じなければ、将来破壊される恐れが大きい) 1: 要注意(当面、新たな保護対策は必要ない)

表 3.1-41 重要な植物群落

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	大興寺・八幡神社のツブラジイ林	知多市	E	特定植物群落
			3	群落RDB
2	日長神社社叢		A, E	特定植物群落
	日長神社社叢のスダジイ林		3	群落RDB
3	阿久比多賀神社社叢	阿久比町	A, E	特定植物群落
	阿久比多賀神社のコジイ林		3	群落RDB

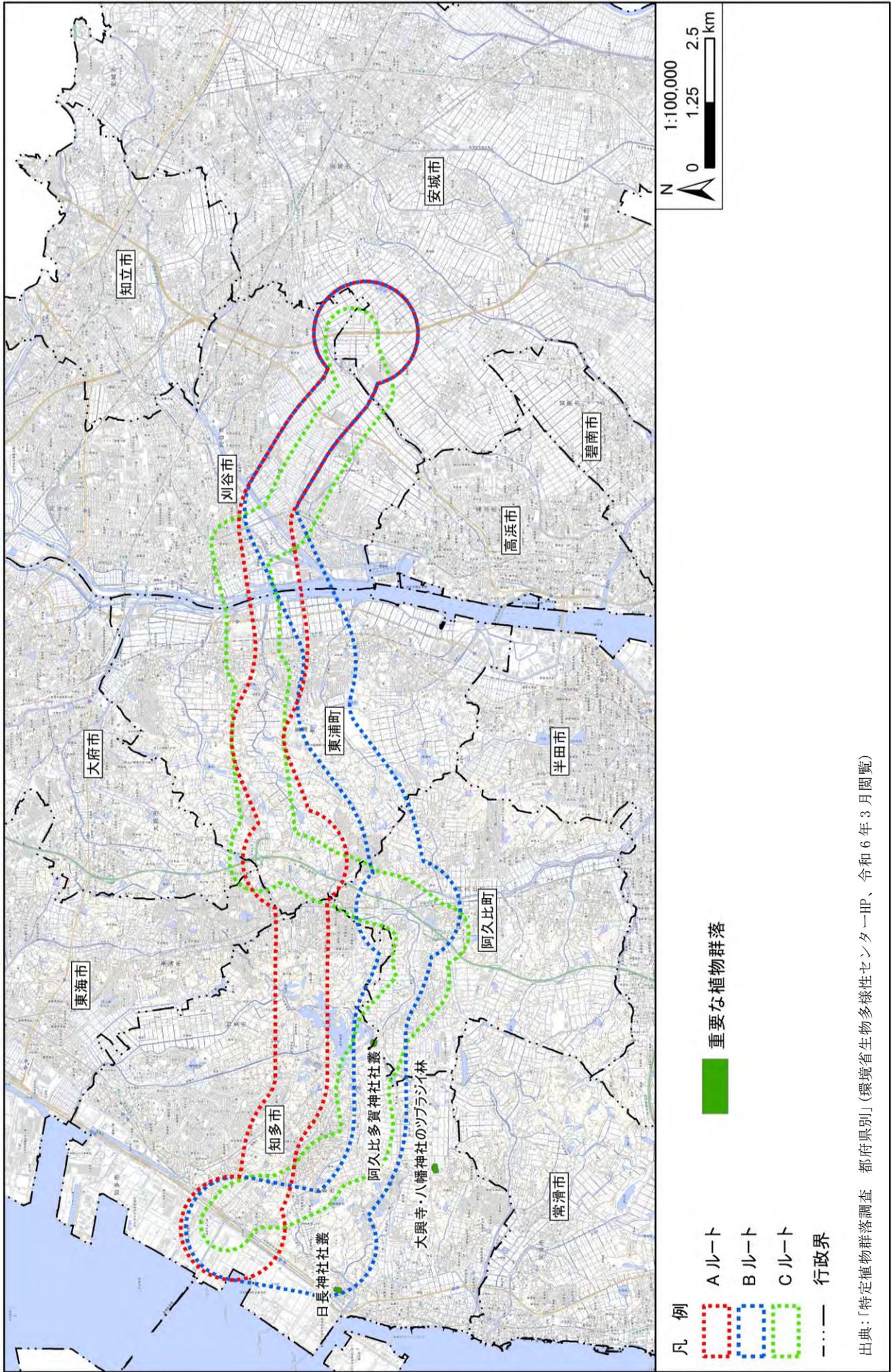


図 3.1-26 重要な植物群落位置図

### 3) 巨樹・巨木林及び指定樹木の状況

事業実施想定区域及びその周囲における巨樹・巨木林及び指定樹木（天然記念物）の状況を以下の既存資料により把握した。

「第6回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査、巨樹・巨木林調査）」（平成16年、環境省）による巨樹・巨木林の状況を表3.1-42(1)～(2)及び図3.1-27に、愛知県及び調査対象市町の天然記念物に指定されている樹木等を表3.1-43及び図3.1-28に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では巨樹・巨木林が71件、愛知県天然記念物が4件、調査対象市町の天然記念物が21件指定されている。

表 3.1-42(1) 事業実施想定区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	市町名	樹種	名称	樹幹(m)	樹高(m)
1	知多市	クスノキ		792	25
2		クスノキ		343	18
3		クスノキ		391	20
4		クスノキ		342	20
5		クスノキ		342	20
6		ビャクシン		365	12
7		クスノキ		332	10
8		クスノキ		425	16
9		ケヤキ		375	15
10	常滑市	クロマツ		310	25
11		ケヤキ		380	8
12		ビャクシン		395	15
13		イチョウ		355	19
14		クスノキ		310	20
15	イチョウ		300	15	
16	大府市	クロガネモチ		335	25
17		クスノキ		396	15
18	東浦町	クスノキ	極楽寺のクス	419	20
19		クスノキ	伊久智神社大グスの森	471	20
20		クスノキ	伊久智神社大グスの森	391	20
21		クスノキ	伊久智神社大グスの森	382	20
22		クスノキ	伊久智神社大グスの森	353	20
23	半田市	エノキ		321	11
24	高浜市	クスノキ		305	20

出典：「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 フォローアップ調査報告書」（平成13年、環境省）

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林 第6回(1999～2005)」(環境省生物多様性センターHP、令和6年3月閲覧)

表 3.1-42(2) 事業実施想定区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	市町名	樹種	名称	樹幹(m)	樹高(m)	
25	刈谷市	ケヤキ		300	18	
26		シイノキ		325	12	
27		ムクノキ		383	25	
28		イチョウ		375	24	
29		クスノキ		310	20	
30		クスノキ		640	18	
31		クロマツ		300	20	
32		シイノキ		260	10	
33		シイノキ		328	12	
34		ツブラジイ		332	18	
35		ツブラジイ		267	12	
36		スダジイ		368	10	
37		ツブラジイ		379	15	
38		クロガネモチ		388	18	
39		スダジイ		367	20	
40		スダジイ		393	20	
41		クスノキ		350	21	
42		知立市	クロマツ		453	23
43			クスノキ		340	18
44			ビャクシン	萬福寺のイブキ	301	15
45			クスノキ		315	18
46	クスノキ			325	18	
47	クスノキ			330	18	
48	スダジイ			325	9	
49	クロマツ			310	28	
50	スダジイ			267	9	
51	スダジイ			215	10	
52	安城市	クロガネモチ	榎前のクロガネモチ	319	19	
53		クロマツ	永安寺のクロマツ	370	4	
54		イチョウ	堀内の大イチョウ	310	30	
55		クロマツ	箕輪のクロマツ	336	20	
56		ケヤキ	専超寺のケヤキ	316	20	
57		エノキ	東町のエノキ	367	15	
58		イチョウ	西蓮寺のイチョウ	311	25	
59		シイノキ	信照寺のシイ	517	15	
60		クロマツ		301	15	
61		タブノキ		345	10	
62		クロガネモチ		305	13	
63		クロマツ		321	20	
64		クロガネモチ		300	20	
65		ツクバネガシ		360	13	
66		クロマツ		312	23	
67		クロマツ		325	18	
68		シイノキ		475	10	
69		シイノキ		425	18	
70		モチノキ		475	15	
71		シイノキ		330	7	

出典：「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 フォローアップ調査報告書」（平成13年、環境省）

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林 第6回(1999～2005)」(環境省生物多様性センターHP、令和6年3月閲覧)

表 3.1-43 事業実施想定区域及びその周囲の指定樹木（天然記念物）

番号	指定区分	市町名	名称	樹種	指定日等
1	県	知立市	万福寺のイブキ	ビャクシン	昭和 31 年 5 月 18 日
2		安城市	榎前のクロガネモチ	クロガネモチ	昭和 53 年 1 月 17 日 (令和 4 年 7 月 29 日指定解除)
3		常滑市	常滑市大野町のイブキ	ビャクシン	昭和 53 年 8 月 4 日
4		安城市	永安寺の雲竜の松	クロマツ	昭和 60 年 11 月 25 日
5	市	知多市	マメナシ (イヌナシ)	イヌナシ	昭和 53 年 3 月 7 日
6			佐布里梅	ソウリウメ	令和元年 10 月 10 日
7		東海市	つぶらしい	ツブラジイ	昭和 43 年 6 月 30 日
8		半田市	常福院のソテツ	ソテツ	昭和 53 年 4 月 1 日
9		刈谷市	クスノキ (専光寺)	クスノキ	昭和 33 年 11 月 11 日
10		知立市	総持寺跡大イチョウ	イチョウ	昭和 40 年 4 月 1 日
11			大ソテツ	ソテツ	昭和 44 年 4 月 1 日
12			イタビカヅラ	イタビカヅラ	昭和 44 年 4 月 1 日
13			知立松並木	クロマツ	昭和 40 年 4 月 1 日
14			トネリコ	トネリコ	昭和 57 年 6 月 10 日
15			東海道のマツ並木	クロマツ	昭和 45 年 3 月 16 日
16		安城市	桜井神社のクロマツ	クロマツ	昭和 49 年 2 月 13 日
17			明法寺のイブキ	ビャクシン	昭和 50 年 3 月 13 日
18			西蓮寺のイチョウ	イチョウ	昭和 49 年 2 月 13 日
19			堀内の大イチョウ	イチョウ	昭和 40 年 11 月 3 日
20	信照寺のシイ		シイノキ	昭和 50 年 3 月 13 日	
21	専超寺のケヤキ		ケヤキ	昭和 49 年 2 月 13 日	
22	町		阿久比町	宮津熱田社の楠	クスノキ
23		東浦町	極楽寺の楠	クスノキ	昭和 54 年 3 月
24			伊久智神社大楠の森	クスノキ	昭和 54 年 3 月
25			地藏院のイブキ	ビャクシン	平成 17 年 3 月

出典：「愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「愛知県指定文化財の指定について(2022 年 7 月)」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「知多市の文化財（令和 2 年 7 月現在）」（知多市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「常滑市 主な文化財（令和元年 10 月 25 日現在）」（常滑市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「阿久比町 史跡・天然記念物（令和 4 年 5 月 13 日現在）」（阿久比町 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「東海市内指定文化財一覧表」（東海市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「半田市の文化財（令和 4 年 10 月 31 日現在）」（半田市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「刈谷市の文化財一覧（市指定）（令和元年 5 月 1 日現在）」（刈谷市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「知立市内の文化財（令和 3 年 9 月 15 日現在）」（知立市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「安城市指定文化財リスト（令和 5 年 4 月 1 日現在）」（安城市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「東浦町 町指定文化財（平成 28 年 9 月 1 日現在）」（東浦町 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「統計資料「ひがしうらのすがた」令和 4 年度版」（東浦町 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

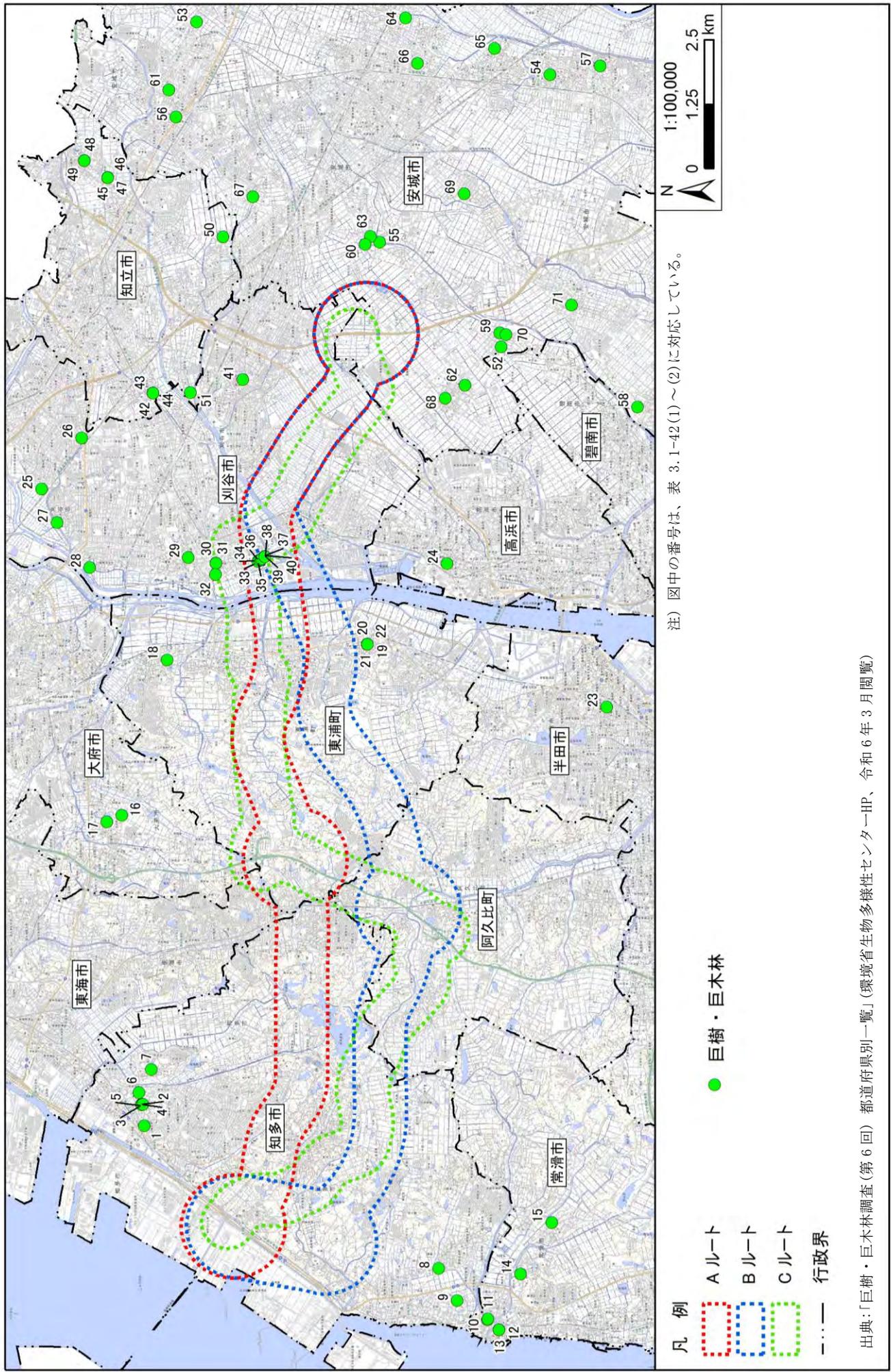
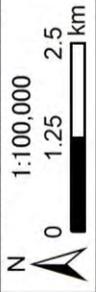
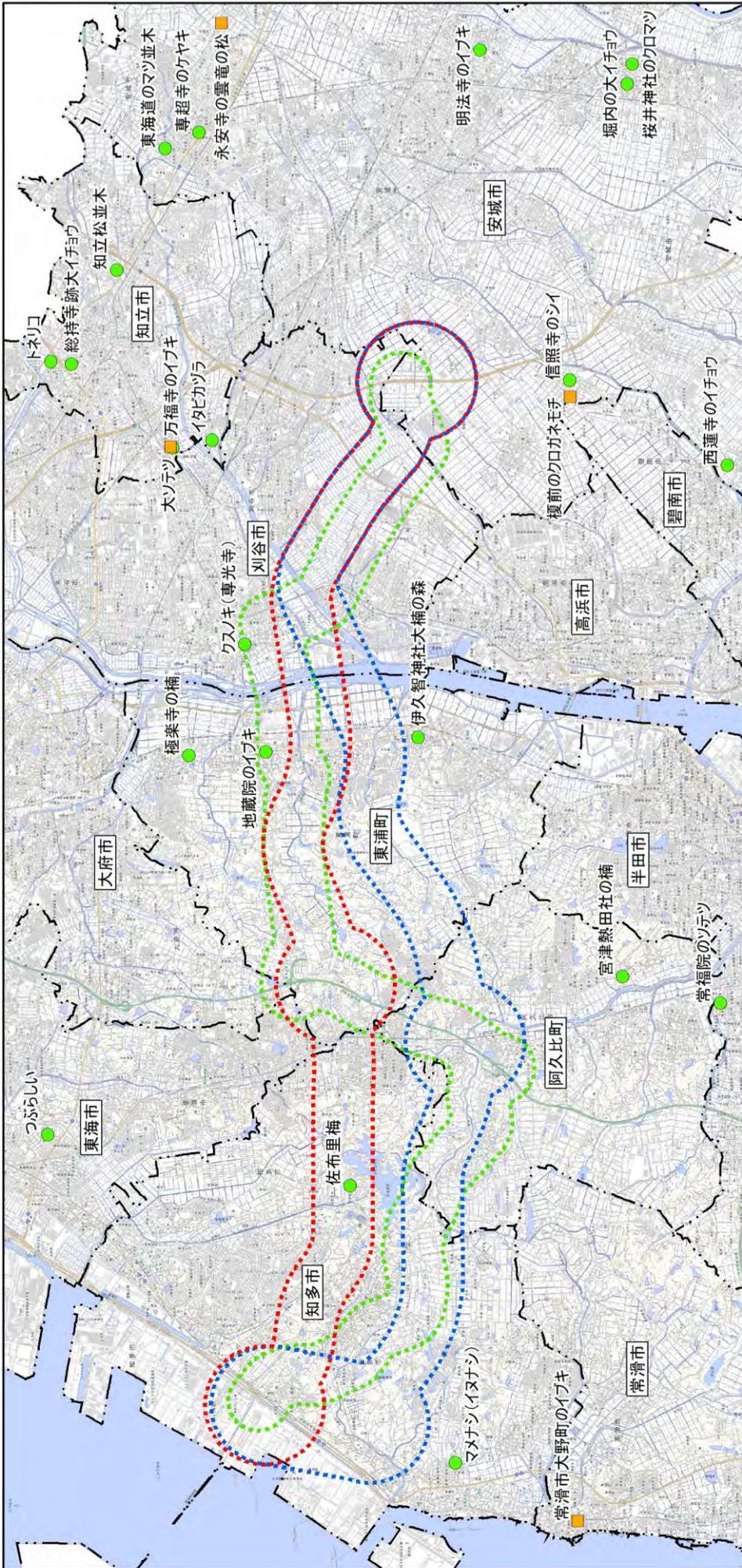


図 3.1-27 巨樹・巨木林位置図



- 凡例
- A ルート
  - B ルート
  - C ルート
  - 行政界
- 指定樹木
- 愛知県天然記念物
  - 市町天然記念物

出典：「愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県HP、令和6年3月閲覧）  
 「愛知県指定文化財の指定について（2022年7月）」（愛知県HP、令和6年3月閲覧）  
 「半田市の文化財（令和4年10月31日現在）」（半田市HP、令和6年3月閲覧）  
 「刈谷市の文化財一覧（市指定）（令和元年5月1日現在）」（刈谷市HP、令和6年3月閲覧）  
 「安城市指定文化財リスト（令和5年4月1日現在）」（安城市HP、令和6年3月閲覧）  
 「常滑市指定文化財（令和2年10月25日現在）」（常滑市HP、令和6年3月閲覧）  
 「常滑市指定文化財一覧表」（東海市HP、令和6年3月閲覧）  
 「知多市内の文化財（令和2年7月現在）」（知多市HP、令和6年3月閲覧）  
 「知立市内の文化財（令和3年9月15日現在）」（知立市HP、令和6年3月閲覧）  
 「阿久比町 史跡・天然記念物（令和4年5月13日現在）」（阿久比町HP、令和6年3月閲覧）  
 「東浦町 町指定文化財（平成28年9月1日現在）」（東浦町HP、令和6年3月閲覧）  
 統計資料「ひがしうらのすがた」 令和4年度版」（東浦町HP、令和6年3月閲覧）

図 3.1-28 指定樹木（天然記念物）位置図

#### 4) 植生の状況

植生の状況は、「自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省生物多様性センターHP、令和6年3月閲覧)により把握した。事業実施想定区域及びその周囲の現存植生の植生区分を表 3.1-44、現存植生図を図 3.1-29 に示す。

表 3.1-44 現存植生の植生区分

植生区分	番号	群落	植生自然度
ヤブツバキクラス域自然植生	1	カナメモチーコジイ群集	9
	2	ヤブコウジースダジイ群集	9
	3	ヤナギ高木群落 (V I)	9
	4	ヤナギ低木群落 (V I)	9
ヤブツバキクラス域代償植生	5	シイ・カシ二次林	8
	6	ケネザサーコナラ群集	7
	7	アカメガシワーカーラスザンショウ群落	6
	8	ムクノキ群落	7
	9	モチツツジアカマツ群集	7
	10	ススキ群団	5
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	11	ヨシクラス	10
	12	ツルヨシ群集	10
	13	オギ群集	10
	14	ヒルムシロクラス	10
	15	砂丘植生	10
植林地、耕作地植生	16	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
	17	クロマツ植林	6
	18	ニセアカシア群落	3
	19	その他植林 (常緑広葉樹)	6
	20	竹林	3
	21	ゴルフ場・芝地	4
	22	牧草地	2
	23	路傍・空地雑草群落	4
	24	放棄畑雑草群落	4
	25	果樹園	3
	26	茶畑	3
	27	常緑果樹園	3
	28	畑雑草群落	2
	29	水田雑草群落	2
30	放棄水田雑草群落	4	
その他	31	市街地	1
	32	緑の多い住宅地	2
	33	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
	34	工場地帯	1
	35	造成地	1
	36	開放水域	-
	37	自然裸地	-
	38	残存・植栽樹群地	3

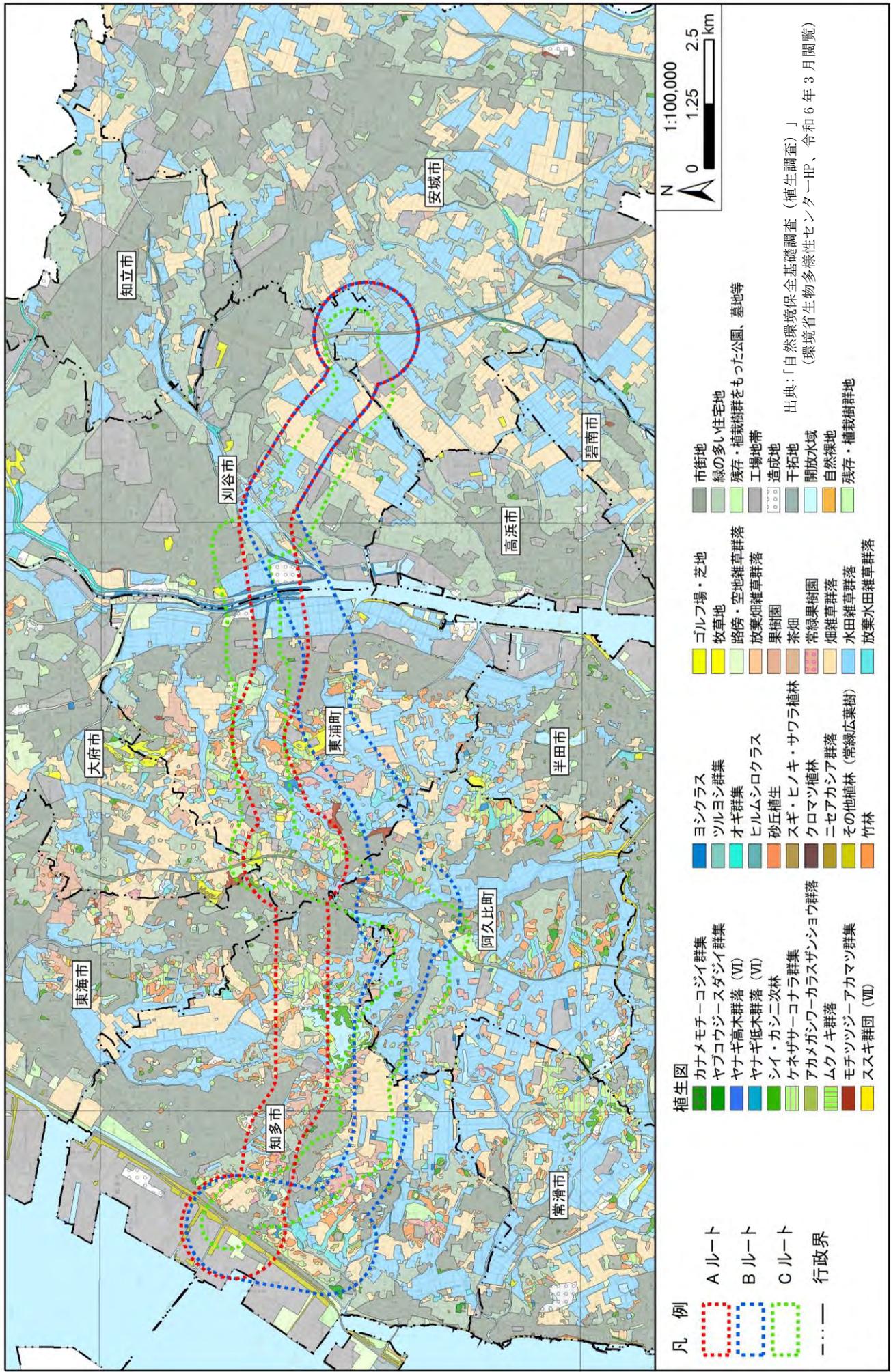


図 3.1-29 植生図

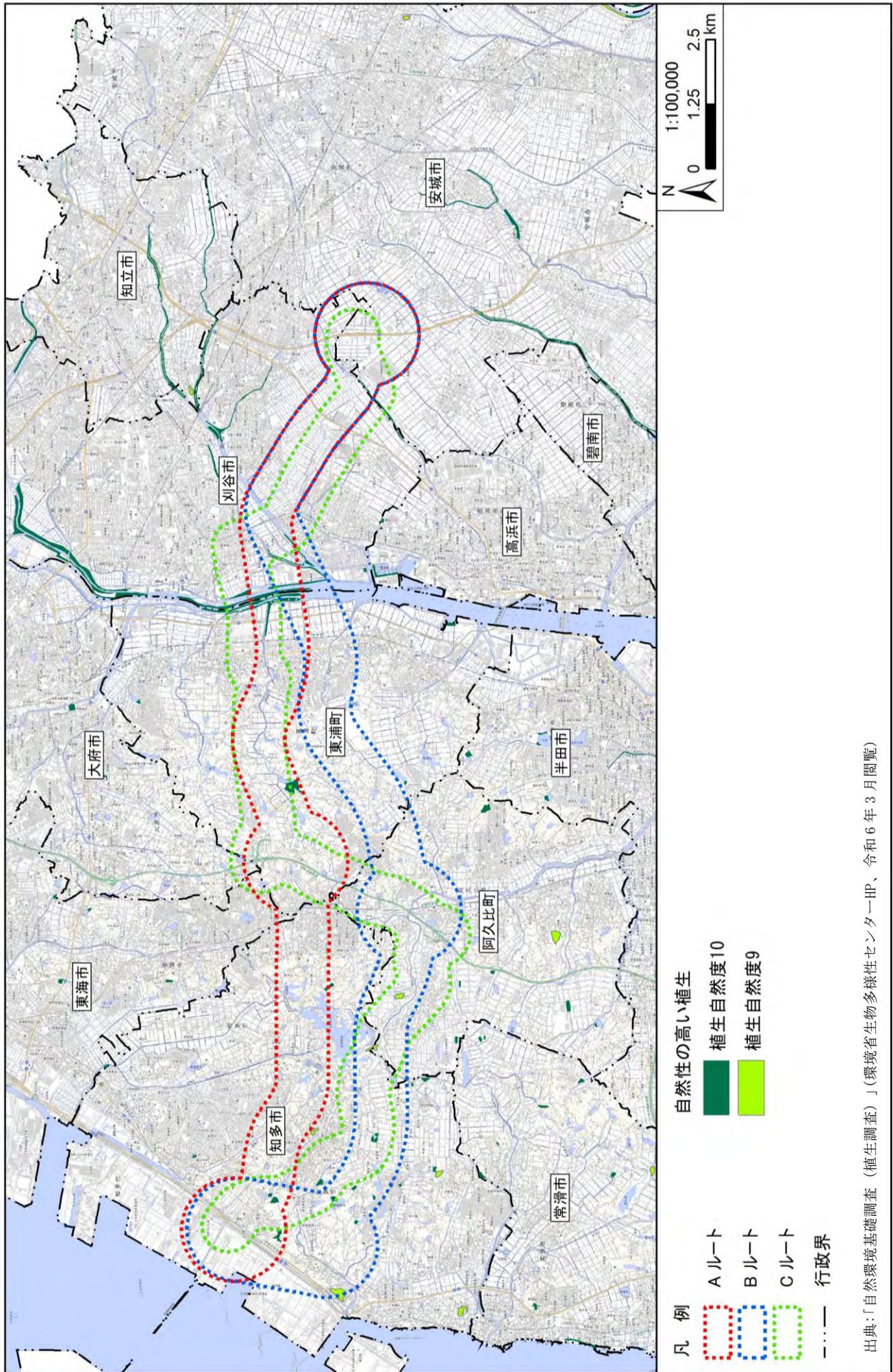
また、自然性の高い植生として、「自然環境基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターHP、令和6年3月閲覧）で作成された植生図（図3.1-29参照）から、表3.1-45に示す区分で植生自然度9及び10に該当する植生を抽出した。植生自然度は、植生に対する人為的影響の度合いにより日本の植生を10の類型に区分している。

自然性の高い植生を図3.1-30に示す。

表 3.1-45 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分内容	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林 (自然植生に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原
3	外来種植林、 農耕地(樹園地)	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	外来種草原、農 耕地(水田・畑)	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」（環境省生物多様性センターHP、令和6年3月閲覧）



出典：「自然環境基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターHP、令和6年3月閲覧）

図 3.1-30 自然性の高い植生

5) 注目すべき生育地の状況

事業実施想定区域及びその周囲における注目すべき生育地は、表 3.1-46 に示す基準で選定した。

表 3.1-46 注目すべき生育地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
①	『文化財保護法』(昭和25年 法律第214号) 『愛知県文化財保護条例』(昭和30年 愛知県条例第6号) 『半田市文化財保護条例』(昭和52年 半田市条例第24号) 『碧南市文化財保護条例』(平成4年 碧南市条例第11号) 『刈谷市文化財保護条例』(昭和53年 刈谷市条例第31号) 『安城市文化財保護条例』(平成7年 安城市条例第12号) 『常滑市文化財保護条例』(昭和51年 常滑市条例第22号) 『東海市文化財保護条例』(昭和44年 東海市条例第62号) 『大府市文化財保護条例』(昭和45年 大府市条例第56号) 『知多市文化財保護条例』(平成17年 知多市条例第3号) 『知立市文化財保護条例』(昭和45年 知立市条例第62号) 『高浜市文化財保護条例』(昭和51年 高浜市条例第32号) 『阿久比町文化財保護条例』(昭和47年 阿久比町条例第16号) 『東浦町文化財保護条例』(昭和53年 東浦町条例第12号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県：愛知県指定 市1：知多市指定 市2：常滑市指定 市3：東海市指定 市4：大府市指定 市5：半田市指定 市6：高浜市指定 市7：刈谷市指定 市8：知立市指定 市9：碧南市指定 市10：安城市指定 町1：阿久比町指定 町2：東浦町指定
②	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成4年 法律第75号) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令』(平成5年 政令第17号)	生育：生育地等保護区
③	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和6年3月閲覧)に基づく重要度の高い湿地	基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3：多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く) 基準4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合
④	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)』 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和6年3月閲覧)	危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU)に分類された種が生息/生育する 非代替性： a) 限られた範囲にのみ分布している種(RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
⑤	『自然環境保全法』(昭和47年 法律第85号) 『愛知県立自然公園条例』(昭和43年 愛知県条例第7号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和48年 愛知県条例第3号)	自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域

事業実施想定区域及びその周囲における注目すべき生育地を表 3.1-47 及び図 3.1-31 に示す。事業実施想定区域及びその周囲には、南知多県立自然公園や、尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群のうち板山高根湿地が存在する。なお、南知多県立自然公園では、採取損傷制限指定植物の指定はない。

表 3.1-47 注目すべき生育地

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑤ 『愛知県立自然公園条例』 (昭和 43 年 愛知県条例第 7 号)
2	尾張丘陵・知多半島 地域湧水湿地群 (板山高根湿地)	阿久比町	基準 2 (希少種、固有種等が生育・生息している場合)	③ 『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 6 年 3 月閲覧)

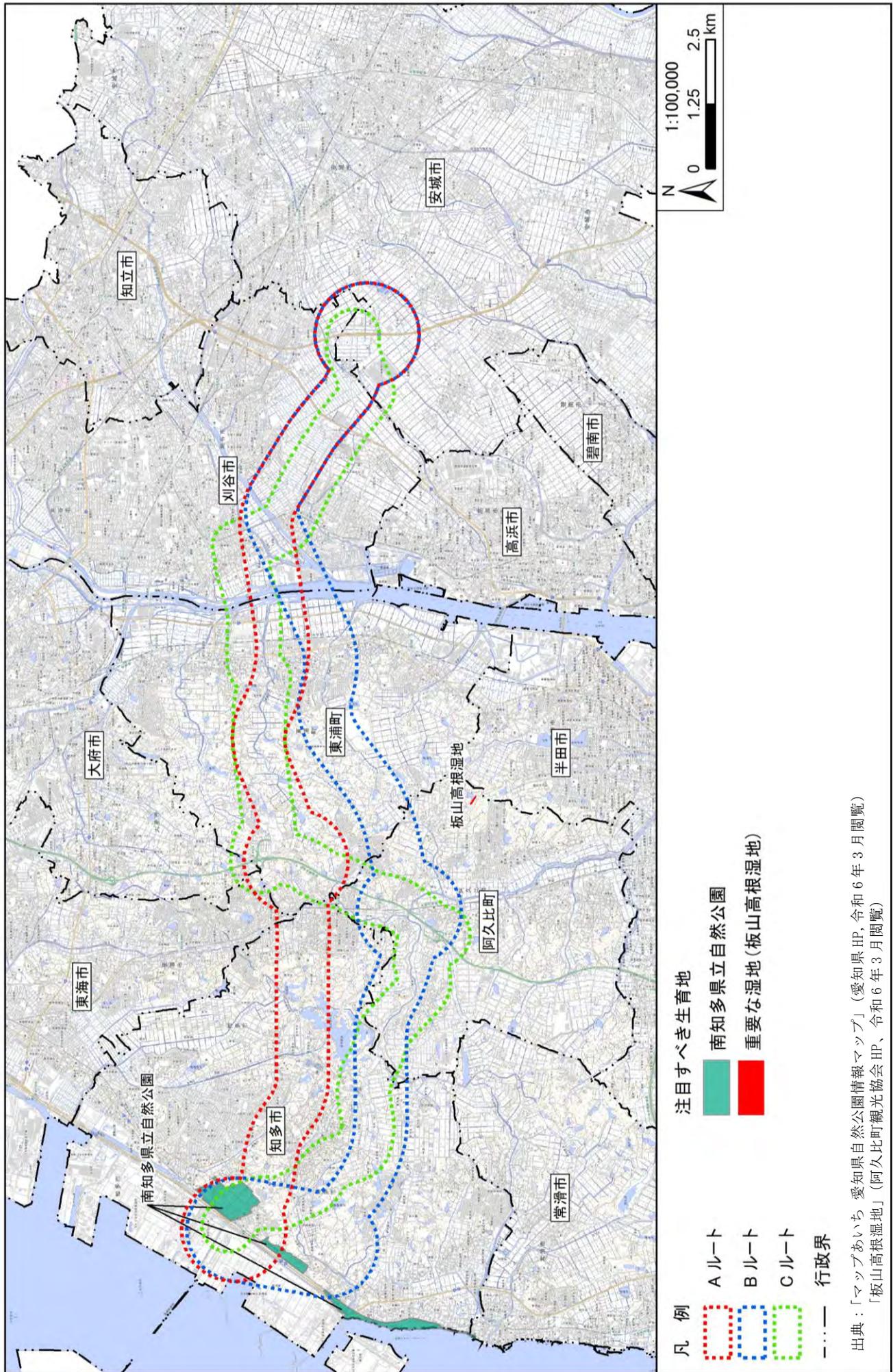


図 3.1-31 注目すべき生育地

### (3) 生態系の状況

#### 1) 環境類型区分

既存資料の植生区分をもとに自然環境の類型区分を実施し、地域を特徴づける生態系を整理した。地域を特徴づける生態系と植生区分の概要を表 3.1-48、環境類型区分図を図 3.1-32 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分は、農地や市街地が広く占めており、西側に森林や草地が点在している。

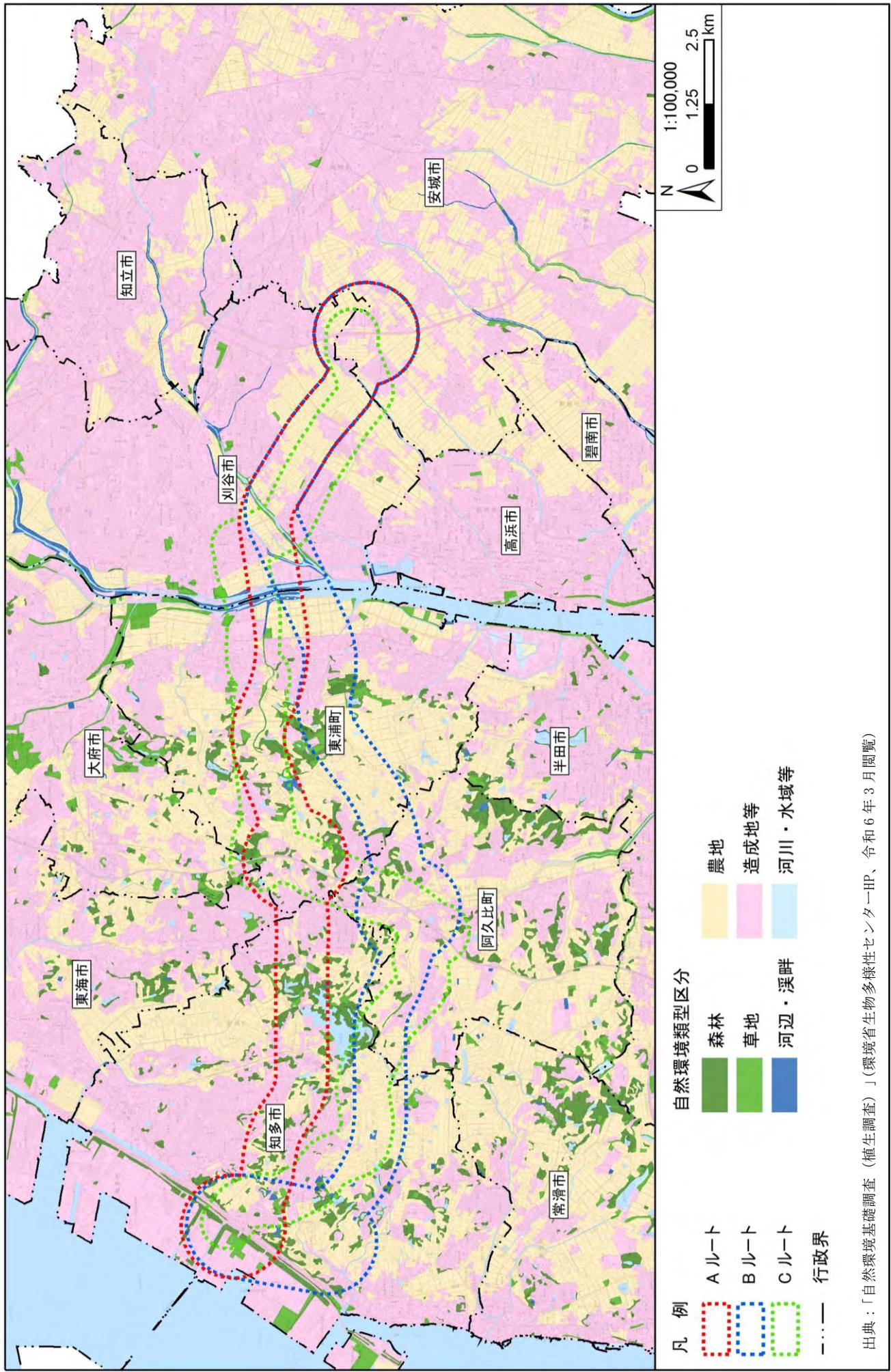
なお、環境類型区分の植物相の振分けは、植生自然度を参考に以下のとおり分類した。

- ・ 森 林：自然林、二次林（自然林に近いもの）、二次林、植林地
- ・ 草 地：自然草原、牧草地、二次草原等
- ・ 河 辺・ 溪 畔：高層湿原、低層湿原
- ・ 農 地：樹園地、水田・畑
- ・ 造 成 地 等：市街地、造成地等
- ・ 河川・水域等：開放水域

表 3.1-48 地域を特徴づける生態系と植生区分の概要

地域を特徴づける生態系 (環境類型区分)	主な地形	植生区分
森林	丘陵地 台地	カナメモチーコジイ群集、ヤブコウジースダジイ群集、ヤナギ高木群落（V I）、シイ・カシ二次林、ケネザサーコナラ群集、アカメガシワーカラスザンショウ群落、ムクノキ群落、モチツツジアカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、ニセアカシア群落、その他植林（常緑広葉樹）、竹林、残存・植栽樹群地
草地	台地 低地	ススキ群団、砂丘植生、ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落
河辺・溪畔	低地	ヤナギ低木群落（V I）、ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス
農地	台地 低地	放棄水田雑草群落、果樹園、茶畑、常緑果樹園、放棄畑雑草群落、畑雑草群落、水田雑草群落
造成地等	低地	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、自然裸地
河川・水域等	低地	開放水域

出典：「自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省生物多様性センターHP、令和6年3月閲覧)



出典：「自然環境基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターHP、令和6年3月閲覧）

図 3.1-32 自然環境類型区分図

2) 生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境

事業実施想定区域及びその周囲における生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境は、表 3.1-49 に示す基準で選定した。

表 3.1-49 生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
①	『特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)』(昭和55年条約第28号)に基づく重要な湿地	基準1: 特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地 基準7: 固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地
②	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』(環境省HP、令和6年3月閲覧)に基づく重要度の高い湿地	基準1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3: 多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く) 基準4: 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合
③	『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』(平成14年法律第88号) 『愛知県鳥獣保護区等位置図』(令和4年愛知県)	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特別: 特別保護地区 特指: 特別保護指定区域
④	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)』(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHP、令和6年3月閲覧)	危機性: IUCNのレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU)に分類された種が生息/生育する 非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種(RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
⑤	『自然環境保全法』(昭和47年法律第85号) 『愛知県立自然公園条例』(昭和43年愛知県条例第7号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和48年愛知県条例第3号)	自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域
⑥	『地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律』(令和6年法律第18号)	OECM: 保護地区以外で、生物多様性保全に資する地域 自然共生サイト: 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

事業実施想定区域及びその周囲における生態系の保全上重要であって、まとめて存在する自然環境を表 3.1-50 及び図 3.1-33 に示す。

表 3.1-50 生態系の保全上重要であって、まとめて存在する自然環境

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑤ 『愛知県立自然公園条例』（昭和 43 年 愛知県条例第 7 号）
2	半田鳥獣保護区	半田市	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	③ 『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』（平成 14 年 法律第 88 号）
3	佐布里池鳥獣保護区	知多市	鳥獣保護区（森林鳥獣）	
4	藤江小学校鳥獣保護区	東浦町	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	
5	尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群 （板山高根湿地）	阿久比町	基準 2（希少種、固有種等が生育・生息している場合）	③ 『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』（環境省 HP、令和 6 年 3 月閲覧）
6	知多半島グリーンベルト	知多市	自然共生サイト	⑥ 『地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律』（令和 6 年 法律第 18 号）

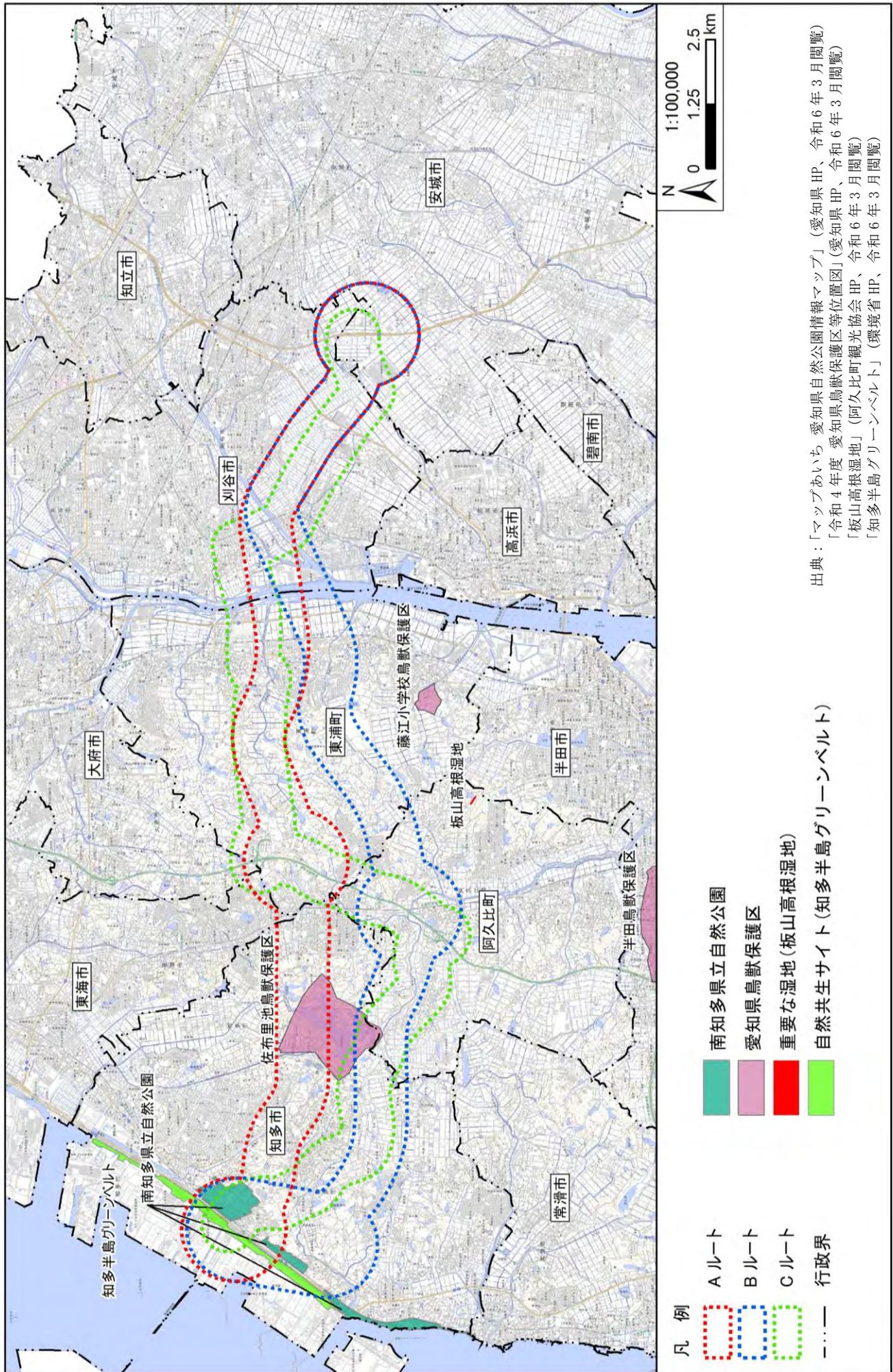


図 3.1-33 生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境